

平成27年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年12月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第5番、中塚尚憲議員、第6番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

通告第7号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番(岩井智恵子君) 皆さま、改めて、おはようございます。第4番岩井智恵子でございます。

子どもたちをネット社会のトラブルと危険にさらさないために、携帯電話、スマホ、ネットの利用について、教育部長にお伺いいたします。

この数年の間に大きく子どもたちに広まったネット、スマホ、ラインなどの利用で、友人関係が壊れる、不登校や自殺を考える、また、簡単に犯罪や性犯罪に巻き込まれるとい

ったケースが、よくニュースで報じられています。子どものみならず大人社会でもネット依存で社会生活ができなくなるなど、その影は確実に忍び寄ってきています。

そこで、野洲市の小・中学校では、携帯電話、スマホ、ネット利用の把握や取り扱いについてどのようにされているのか、現状についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 改めまして、おはようございます。

岩井議員の携帯電話、スマホ、ネットの利用についてのご質問にお答えいたします。

野洲市の子どもたちの携帯電話・スマホの利用状況は、平成27年度の全国学力・学習状況調査、これは対象は小学校6年生と中学校3年生、の結果につきましては、平日の1日当たりにどれぐらいの携帯電話やスマートフォンで通話やメール・インターネットを利用しているのかということで、これはゲームの時間は含まれておりません。本市の小学6年生の利用時間数は、滋賀県や全国平均と比較して、ほとんど変わりませんでした。3時間以上利用している子は、野洲市は5.8%という数字でございます。

しかしながら、中学3年生では、これらの機器に対する利用時間数は顕著にふえています。4時間以上利用する中学3年生は、滋賀県や全国は10%前後の数字ですけれども、野洲市は16.2%という結果でした。1日3時間以上あるいは2時間以上の利用についても、滋賀県や全国の数字を上回っております。なお、携帯電話・スマホの学校への持ち込みは禁止しております。

以上、回答とします。

○議長（市木一郎君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。確実にこうして野洲市にも携帯のこういう利用率の波が寄せてきているということですね。

では、次に、当然小中学校では差があると思いますが、子どもたちの各家庭での取り扱いなど、ルールについて学校側から話し合いの場を持たれたことがあるのか。また、夏休み前などの心得として、特にその内容について注意喚起されたことがあるか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 2点目のご質問でございますけれども、学校では野洲市の子どもたちの現状を踏まえて、教育活動全体を通して、情報・モラルの徹底やネット依存の弊害、さらに健康被害について、きめ細かく指導しているところです。保護者参加の学級

懇談会や地域別懇談会では、テーマとして携帯電話やスマホ・ネット等を取り上げ、各家庭での子どもの様子を交流したり議論を深めたりしております。

また、中学校ではPTAが主体となって専門家を講師に招いて、スマホやネットに潜む危険な行為を具体的に研修する機会を設けているところです。せんだって12月3日ですけども、野洲北中学校では市民生活相談課と連携し、消費者教育の一環授業として、PTAや生徒向けの研修講座を開催しました。こうした研修を通して、子どもにスマホを持たせている保護者の第一義的責任を保護者に自覚していただきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。12月3日に市民課の方と研修を北中学校の方がされているということで、やはり思った以上にこのネットの被害というのは大きくなっておりますので、特に中学校は全校に広めていただきたい。そして深刻になっている現実、被害者・加害者になり得るということが身近にあるということを研修でしっかり訴えていただきたいと思います。

小中学校共に原則持ち込みが禁止であれば、今後の参考として聞いていただきたいのですが、講演会の内閣府の資料によりますと、数年で急激に上がった青少年の携帯電話・スマホの所有率は、小学生が、平成23年度はゼロ%、平成25年には16.3%、一方、中学校では、平成23年では5.4%、平成25年では49.6%と、2年間で9倍強の増になっています。また、平成27年の小学生の携帯電話・スマホなどの利用率は30%から50%、同じく中学生は80%と推定されています。この急激さに対し、指導や有害サイトの制限など対策が追いつかないのが現状ではないでしょうか。

ネットでは、平成17年ごろからメール、掲示板、学校裏サイトなどでいじめが増加、平成24年ごろからはラインのいじめが中高生に爆発的に増加、平成26年ごろから小学生にライントラブルがふえ、小学校も対応に追われているとの問題点が指摘されています。ネットの利用方法も、間違えれば精神疾患や犯罪者になり、人生を棒に振ることになりかねないのです。

現在の野洲市の小中学生にはそういった相談や問題点はないのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 3点目の、子どもからの相談内容としてラインやツイッター

などに悪口を書き込まれ、トラブルになっているというケースも少なからず起こっております。しかし、子どもたちがネット犯罪に巻き込まれ、ネット依存症が原因で精神疾患を発症している重大事態はございません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 今言われましたように、そこまでの事態にはなっていないということですが、これもこの今の現代ですから、あっという間のことではないかと思えます。初期が大切なので、学校も手を緩めないように、ひとつご指導をお願いしたいと思います。

現状では大丈夫とたかをくくるのは危険であり、保護者や教師といえども、子どもたちの行動を把握し切れるものではありません。安易な考えや行動で被害者や加害者、あるいはネット依存症にならないよう、家庭と学校との申し合わせやルール化は大切だと思います。

ただ、そうは申しましても、今は携帯電話やスマホや生活の中に溶け込み、節度さえ守れば、なくてはならない必需品であり、無限の可能性を秘めた代物だと思っています。

さて、これまでの内容は、小中学生のみならず高校生から私たち大人への問題点に通じていることも事実です。また、ながらスマホ、歩きスマホによる交通事故も多発しており、まず我々大人が大いに反省すべきであります。

最後に現状を踏まえ、教育委員会として今後の取り組みについて、考えがあればお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 第4点目のご質問にお答えをいたします。

先週5日、土曜日ですが、野洲市で開催されました滋賀県PTA大会で、県内の子どもたちで構成された湖国・スマホ子ども委員会という名称でございますけれども、子どもたちがスマホ・携帯との付き合い方を、子どもたちや保護者の方々に発表し、啓発をしました。教育委員会といたしましては、超情報化社会を生きていく子どもたちが、自らが正しく考え、スマートフォンやインターネットを適切に使い、ネット依存症に陥らないように、正しく行動できる力を身につけることが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。先ほども言っておりますように、やはり携帯電話の取り組みを、今後とも手を緩めることなくよろしくお願ひしたいと思ひます。では、次に移ります。

9年目の滋賀国体に向け、地域スポーツ強化支援について。小中一貫の地域スポーツの発展を目指して。市長にお伺ひいたします。

6年後の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本では大会準備はもちろん選手の育成・強化に取り組んでいることは周知のところでは。先日のラグビー世界選手権において、日本が南アフリカに勝利するという劇的な試合があったばかりで、記憶に新しいと思ひます。この模様は日本中に勇気や感動、生きる希望を与えてくれました。ラグビーのみならずサッカーでも野球でもバレーボールでも、私たちはごく自然に日本を応援しています。これこそが同じ国に生まれた者としてのつながり、その共鳴というか、絆は自然に応援に結びつくのだと思ひます。

さて、市長さんはもちろんご存知と思ひますが、夏の全国中学校大会で、跳馬で全国優勝した野洲北中学校1年生の小野真奈さんを。小柄ながら脚力は全国トップ級、高校生でも全国で数人しかできないユルチェンコ2回ひねりという難易度の高い技を持つ跳馬のスペシャリストです。東京オリンピックに出場し、跳馬で金メダルをとるのが夢だそうです。また、最近では、野洲高校がサッカーで県優勝し、全国大会に出場が決まりました。いずれも野洲市民の誇りであり、喜びであります。

ただ、残念なことは、野洲市民でも体操の跳馬で全国優勝の喜びをどれだけの人たちが分かち合えたでしょうか。行政や関係団体がもっと音頭をとり、市民に広報で周知し、垂れ幕でたたえるなど、市を揚げて応援や期待の意を表すことは、市民の気運が高まり、日々練習に励む子どもたちの支えにもなりますし、市の活性化にもつながるのではないかとと思ひますが、市長はいかがお考えでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。岩井議員のスポーツ振興に関するご質問のうちの、個別で小野真奈さんのことについてのご質問だったと理解しますので、それにお答えいたします。

小野さんに関しましては、今回大会に出られる前にも市役所で激励会を開かせていただきましたし、すばらしい成績を上げられた後も、ねぎらいとお祝いを申し上げました。その場でも私から、「次はオリンピックの可能性があるし、頑張ってください」と。オリンピッ

クは6年先じゃなしに5年先で2020年です。来年がリオでその4年後ですから、きちっと認識をお願いしたいと思いますが、小野さんについては広報でもご紹介をさせていただいています。

小野さんに関しての支援で一番重要なのは、垂れ幕を掲げるとかではなしに、今毎日栗東に行っておられるわけです。それはご家族の支援なんですけれども、本当にオリンピックに出ようと思ったら、これからすごい練習とかいろいろな遠征が出てきます。総合的な支援で、市でできることは限りがありますが、いろいろな便宜を図りたいと。オリンピック選手1人が育つためには膨大な事業が要ります。本当に大変なんです。オリンピックまで行こうと思うと。そういうことを認識しながら、いろいろなところに声をかけて思っておりますし、私は小野さんが出られるときから、あるいはすばらしい跳馬で1位をとられて、あと全体で11位だったんですけれども、中学校1年生では全体の中学生の中で1位なんです。総合で11位ですけれども、総合で1年生では1位なので、これもすばらしいことです。

ということで、十分ご指摘以上に認識をしていますので、皆様方のご支援をよろしくお願ひしたい。いろいろな会合で私は小野さんのことを例にお話をしております。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。私の余りに認識知らずのところを恥をかいたようなところですけども、私のような市民もたくさんあろうかと思ひます。今後ともそういった方たちの応援をよろしく続けていただきたいと思います。

さて、スポーツというのは本来地域の文化であり、Jリーグの発足の理念の中に、地域と一体となることが大切にされています。バスケットや野球もしかりです。あるスポーツ指導者関係者の話によると、この野洲市においても、地域総合型スポーツクラブとして、YASUほほえみクラブや中主さざなみクラブが誕生し、地域ぐるみのスポーツの発展を目指してきて十数年が経つそうです。その間、小中一貫して育成、指導し、近畿大会や全国大会も視野に入れ、また多くの選手を輩出してきている地域スポーツクラブが幾つもあり、その一部の選手たちが、また郷土のクラブの子どもたちを育てていく。そんなすばらしい話も聞きました。それはクラブ会員の努力はもとより、スポーツを愛し、熱い思いを持つ指導者、そして保護者のサポートでつながっていることその他なりません。

先ほどと質問は重なるかもしれませんが、9年後に滋賀国体を控え、この野洲市も地域スポーツを、そして地域クラブをもっと応援し、広報で市民に周知することも大切なこと

と考えます。滋賀国体を視野に入れた選手育成、強化に力を入れ、野洲市民のみならず滋賀県民の喜びとなるような強化スポーツについて、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国体に向けての選手強化、あるいは強化スポーツとおっしゃいましたけれども、に関するご質問にお答えします。

まずその前に、ほほえみスポーツクラブとさざなみですけれども、これは十二分に一緒に連携をとってやっていますので、当事者にお聞きいただいたら、ここ数年、市とのいい関係、これについては十分情報が入ってくると思うんですけれども。ほほえみクラブにしましては、提案がありましたように、野洲川河川公園を当事者が運営をすると。単なる施設管理じゃなしにプログラムと一体に運営をするということで、それ以降飛躍的に伸びていただいています、恐らく県内では有数の地域型スポーツクラブになっていると思います。もう常にミーティングをして、当事者に聞いていただいたら、今市の関係、今のさめたご質問以上に、もっとホットな情報が上がってくるのかと思ってちょっと残念に思いました。

後で紹介しようと思ったんですけれども、今年で3回目になるびわ湖若鮎駅伝というのも、これもご提案がありまして、ぜひやりましょうということでやりました。岩井さんは応援に来ていただきましたか。すばらしい大会です。先週の日曜日もやってくれましたけれども、これはスポーツクラブの発意で、障害を持っている方の駅伝なんですけれども、単に走るとかそういうのじゃなしに、障がい者のアスリート、いわゆる選手を育てようというすばらしい取り組みです。これもオリンピック、パラリンピックに向けて、障がいがあっても単に運動するんじゃなしに大会に出るということで、これも陸上競技連盟も協力いただいて、きちっとタイムをとるという成績が残るという大会にさせていただいて、3回目。今年は京都、そして岐阜からも県外からも参加があります。

ということで、さざなみもほほえみもすばらしいスポーツ団体に育っています。

そして、その中で青少年のスポーツも盛んになっていまして、このたびの全国ジュニア青少年サッカー全国大会、これは野洲のチームが参加いたします。これも先週決勝戦がありました、野洲と北野が戦って野洲が勝ったと。私は応援に行って両方とも応援せざるを得ない立場だったんですけれども、この大会になったのは32チームが戦ってたんですが、その前には数十チームが戦っています。この最終リーグ戦で32チームで勝ち上がってきた4チームの決勝戦が先々週ビッグレイクでありました。野洲、北野、瀬田、石部南とい



う県内の強豪がそろった中で、最終決勝戦がこの5万人のまちの2チームだったという、これは素晴らしいことで、ぜひご質問いただきたいなというふうに思ったんですけれども、そこで野洲が今回鹿児島での全国大会に出ます。この間も保護者をもう一回激励しましたけれども、近々また市役所で激励会を開きたいと思っております。

ただ、国体の選手強化というのは、これはやっぱり県の役割です。市のできることは最大限やっていますけれども、今ご質問の項目に関しては、まずは県がやるべきことであって、市レベルで手をかける、逃げているわけじゃなしに、県がもう少しきちっとやるべきなのではないかなというふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。私が思っている以上によくやっただいてというのを実感いたしますと共に、これはちょっとスポーツ関係者の方からもそういう意見をいただいて、私も参考としてこうして出させていただいていますので、一律にそういう指導者の方にそれが通じているかということ、ちょっと私は疑問を感じるんですが、一生懸命市の方でやっただいて、市の、またクラブの方たちがとってもいい成績を上げていらっしゃるということに、改めて敬意を表したいと思います。

ところで、スポーツは文化であり、多くの人を魅了する力を持っています。市民がスポーツを通じて元気をもらい、野洲市が活性化するものと考えます。野洲市のゆるキャラといえばドウタクくんが今や頭に浮かぶように、野洲市における地域スポーツといえば、例えば野洲ジュニアソフトテニスクラブ、野洲フィットクラブ、野洲ブレイブスなど、野洲市といえばそれらのクラブが頭に浮かぶような地域スポーツクラブの育成が大事ではないでしょうか。今、市長が言われましたように、大変よくされているというお話ですので、ちょっとこの質問は合わないかもしれませんが、また、東京パラリンピックに向けて、障がい者スポーツの発展のため、野洲市としての施設面、地域スポーツとしての活動場所など、そのための支援や条件整備などに向けての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員のスポーツ振興に関するご質問にお答えします。

スポーツは、今岩井議員がおっしゃったように、素晴らしい取り組みというか、活動であると思っています。まず健康、それと楽しさ、そして交流、優秀な成績を上げるためには日々の研さん、努力、そしてその成果です。そして何よりもスポーツの大事なところは、逃げないで正々堂々と戦ってフェアプレーを行うというその人間の尊厳を表すことです。

ということで、私は健康、楽しさ、交流、フェアプレーと、社会活動の重要な要素なので、市長になる前からですけれども、なってからは最大限スポーツ振興に応援をしています。

今お話がありました、ジュニアのテニスクラブも最初から応援をしています。今年で3回目ですけれども、市内の指導者の方が全国大会を開きたいということで、今年3回目で希望が丘で野洲カップ・ミズノカップということで、大会を開いております。まだ全国まではいってないんですけれども、東北とか近隣の府県からも小・中学生のテニスの選手が参加してくれていまして、私は続いて応援に行っています。あとおっしゃった野球もすばらしいし、今回野洲のサッカーチーム、これは3回目の全国大会出場だと思います。

そういうことなので、私としてはまだまだ余地がありますので、必要なのは当事者の活動であると共に、指導者、そしてフィールド、グラウンドが足りないの、内々、今度のスポーツ振興計画には、お金はかけられないけれども、会場が足りないことで選手たちの活動の妨げられることがないように、そして青少年だけじゃなしに、生涯を通じて市民がスポーツを楽しんでいただけるように、早朝野球チームも野洲は元気です。私は常に応援と、そしてから納会も全部参加しています。今年は残念ながら2位になりましたけれども、早朝野球のチームは今県内で野洲が一番多いんです。一番元気がある。だから生涯を通じて野球もサッカーもです。野球は今年県大会で優勝しました。

ちょっと気になるのは、だから私は幾らでも応援しますと言っているんですけれども、さっきスポーツ指導者から疑問があるとおっしゃったので、むしろそれを出していただいた方がいいのではないかなと思うんですけれども、なぜ岩井議員がこの不慣れな質問を自分に不利な立場であるのにされているのか、逃げないで正々堂々と戦うというスポーツの精神からはどうかなと思うんですけれども、なぜこの質問を、さっき、スポーツ指導者からは不満があるということをはっきりと触れながらおっしゃったのか、むしろそこをご質問いただいた方が、これからの、野洲が朗らかにスポーツをする取組みになるのではないかなと。ちょっと私は教育委員会から1件聞いていますので、どうも今話を聞くと、それが根っこにあるのではないかと。いわゆる囑託質問になっているのではないかと思いますから、反論じゃなしに、お答えの中で申し上げておきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 囑託質問と言われましたけれども、そういう類いのことではございません。ただ、野洲市として今の生涯スポーツにおきましても、支援の条件整備など

におきましても、いろいろ話の中で私が手繰り寄せて文章にただけのことですので、特に何を意図してということはないんですけれども、やはりこの後にしゃべるところにも関連するんですが、スポーツについて、私は自分が認識がちょっと薄いんですけれども、もっとたたえて、野洲を元気にしたいと思ったものですから、こういうことに引っかけたような形になったんですけれども。思っていた以上に市長に一生懸命答えて下さっていますので、このスポーツに関して、大変ありがたくは思っております。

次に行きます。

最後は教育長にお伺いいたします。

中学校の部活動と地域スポーツの関連について、教育長にお伺いいたします。

私事で恐縮ですが、長女と長男は小学校の間、小学校の体育館で夕方剣道を習っていました。でも中学に進学すると、剣道部がなく、他の部活動に入部しました。当時は仕方がないものと諦めていました。ところが、過日そういった内容の相談を受け、学区の中学校へ行かせたいが、部活動のない中学校への進学を悩んでいるとのことでした。中学校長にお伺いしたところ、部活動だけを基準に教員を採用しているわけではない。転勤もあるから、指導者によって部活動を廃部したり立ち上げたりはできないとの返答でした。

言っておられることも決して間違いではありませんが、一方では、今日、日本の流れとして、学校での部活動を地域スポーツに発展させていく方向が強まっているとお聞きしています。そうすることで、スポーツに専門的かつ一貫性のある育成、指導が期待でき、また、ただでさえ厳しい学校教育の現状の中、教師の部活動に対する重圧が軽減されるのではないのでしょうか。野洲市に小中一貫の地域スポーツの発展を促す意義は大きく、地域の盛り上がりも期待するところではありますが、教育長としてのお考え、あるいは施策があればお伺いします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様おはようございます。ただいまの岩井議員の中学校における部活動と地域スポーツの関連についてお答えをしたいと思います。

中学校の部活動は、学校教育の一環として行われておりまして、学校の主体的で有意義な活動であるというふうに認識をしております。したがって、学校の教育活動に支障のない範囲内におきまして、部活動を地域スポーツと連携させることは、教員の部活動に対する負担軽減とスポーツ指導者が専門性を発揮して一貫した指導が期待できることから、大変有効な一方策だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。教育長にそのようなお言葉をいただいて、本当にちょっとほっとしているんですけども、今は野洲中学校の方で、剣道部だったんですけども、剣道があるということで通えないことはないようなことを後で聞いたんですけども、ぜひともそういった地域クラブとの一貫のところで調整をとっていただけたら、ますます選手も育っていくのではないかと。そしてよその学校に行こうとしている子どもたちをまた野洲市内の中学校にとどめることができるのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

では最後になりましたが3番目、社会福祉協議会について、健康福祉部長にお伺ひいたします。

野洲市の社会福祉協議会が現在の位置に移転して約1年半になります。平成26年のある資料によりますと、社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」が48.3%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が30.6%となっており、名前の認知度は高くなっています。それだけよく知られているということですが、名前の認知度は高くなっていてそれだけ知られているということですが、期待する活動・支援については「気楽に相談できる福祉総合相談の充実」が最も高く、次いで「在宅生活の福祉サービスの充実」となっており、社会福祉協議会に対する期待度が高いことが伺えます。従来の地域福祉権利擁護事業、小地域活動支援事業、学童保育所の運営管理などに加え、新規に特定相談事業、障がい者相談支援事業を立ち上げておられます。本庁でも、地域生活支援事業、障害福祉サービス移動支援事業などが掲げられ、これらは似通った名称やサービスが多く、市民の目線から言うと非常にわかりづらい現状です。一旦来られた相談者の方に、「本庁舎扱いだ」「分庁舎扱いだ」と説明されても、なかなか移動を促すこともままならないケースもあるのではないのでしょうか。どのようにそのあたり対応をされているのか、お伺ひいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 議員の皆さん、おはようございます。岩井議員の社会福祉協議会に係ります相談事業に関するご質問にお答えをします。

障がい者相談支援事業として、新規に立ち上げました社協障がい者相談支援センターでは、主として、サービスと利用計画を作成する計画相談支援が必要な方の相談を行って

ります。計画相談支援の対象となる方には、個別の市の地域生活支援室がその制度と業務の役割を説明し、社協障がい者相談支援センターにつなげております。

各種の福祉施策にはよく似た名前があり、ご質問のとおりわかりづらい面もありますが、窓口に来られた場合は、相談を受けた担当者がお客様の要件を聞き取り、担当分野が違ったり、また答えられないことがあれば、その場で必要な担当窓口と相互に連絡し合いながら調整して、丁寧に対応に努めています。また、必要があれば、市の担当者と社会福祉協議会が互いの窓口へ出向いたり、後日ご自宅へ訪問するなどして、お客様の負担とならないように対応に心がけているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。相談者があちこち行くのではなくて、もし社協のことをこちらの方で相談されても、そのように職員が対応してくれると、連携がとれているということをお聞きしましたので、安心いたしました。

次です。

これからますます高齢化が進み、当然障がい者も増加するのが実情です。今ある社会福祉協議会の場所というか、建物の構造に対して、障がい者相談支援事業を立ち上げながら、決して障がい者への思いやりがあるとは思えないのですが。

過日、私は相談を受けていたこともあり、防災センターのドアのところにあった車椅子を借り、自分で操作をしてエレベーターで2階まで上がりましたが、ドアの幅がぎりぎりで、もう少し大きめの車椅子なら無理と思いました。もう一方のエレベーターは、それよりは少し広いのですが、車椅子を押して乗り込む介助者は無理で、一緒に乗り込もうとすると、狭い中で車椅子を横向きに回転しなくてはならず、ドアも途中で閉まってしまいます。また、玄関のスロープも滑って怖い状態でした。

平成43年の建物で、エレベーターもそれ以上のスペースがとれないとの説明を受けましたが、社会福祉協議会に対し、活動支援に多くの方が期待を寄せられている中、このような建物構造内にある現状はよいのでしょうか、健康福祉部長にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 社会福祉協議会の事務所の場所に係りますご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会の事務所が移転されたことについては、ふれあいセンターの施設の維持

管理や社会福祉協議会の事業運営の見直しを踏まえて、社会福祉協議会が法人全体の運営、経営の観点から、北部合同庁舎への移転を希望されたもので、当該庁舎の設置目的に合致していることから、関係機関との調整を図り、受け入れに至ったものです。これに合わせて、新規に立ち上げられた社協障がい者相談支援センターについては、地域の福祉活動の拠点となる社会福祉協議会と事務所を同じくすることで、その相談機能が充実すると社会福祉協議会が判断され、同じ事務所内に設置をされたものです。

また、北部合同庁舎は一定のバリアフリーの対策を講じている施設です。しかし、車椅子の利用者にとってはエレベーターは少し狭いということがあり、ご不便をおかけすることがございますが、必要に応じて市民サービスセンターの職員や社会福祉協議会の職員がエレベーターの乗降時に介助するなどして対応させていただいておりますし、また、今後も適切に対応してまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 車椅子をご利用の方からのちょっとそういう相談もあったものですから、今この場で言わせていただいたわけですが、気軽に車椅子の方も社協で相談をされたいというときには、ちょっと不便だなということを感じましたので、もし今後、別に中主のあそこがいけない、場所が行けないと言っているのではなくて構造がどうかというお話をさせていただいていますので、もう少し障がい者の方、車椅子の方が本当に行きやすいところがあるのならば考えていただければ将来的にはありがたいと思っております。

最後に、自治会を単位とした地域ふれあいサロン活動について。

今年の4月からは、今までの関わりとは違い、独自性を促しておられるようです。各自治会で力をつけるというか、相談を受けるけれども、各サロンのやり方でと、いわば多少突き放した感に受け取れます。私自身、自分の特技もあり、京都市内観光案内と称してふれあいサロンや介護施設から依頼を受け、各会場に寄せていただく機会があります。民生委員や世話役さんのローテーションが組まれているところ、また85歳の年齢に達するまで世話役の当番が当たり、身体的な負担も重いとされているところもあり、さまざまです。また、今年からは領収書を添付するようになるなど、ふれあいサロンの独自性を促しておられますが、各サロンに対して上手にバトンを渡されているのでしょうか。このような移行の流れの中で、4月から現在まで相談や大会の申し出はありましたでしょうか。

また、今後のサロンの展開について、健康福祉政策監にお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 岩井議員のサロンのことにつきまして、ご回答させていただきます。

小地域ふれあいサロンへの支援につきましては、サロンの運営に関する相談の助言でありますとか、未実施の自治会の実施に向けての支援など、社会福祉協議会の方に委託をしております。ふれあいサロンにつきましては、先ほどのご質問で、4月以降、まずやめられたところというのはございません。また、再開をされたところ、また新規で始められたところを合わせますと9か所が今年度はございます。

また、相談関係でございますけれども、やはりそれぞれの地域から平成21年から始めておりますので、やっぱりマンネリ化等しないように、さまざま社会福祉協議会の方に相談に来られるという方が多いということで、聞いております。

また、今年度におきましては、サロンの担い手の交流会、こういったものを7学区のそれぞれのコミセンの方で開催をしたりいたしまして、情報の交換でありますとかそれぞれのつながりの場でサロンが無理なく続けていけるように、そういった支援もしているところでございます。

今後につきましてでございますが、高齢者の生きがいがづくり、また閉じこもりの予防、並びに地域の支え合いの活動ということを進めていくために、今後も社会福祉協議会から支援をしていくと、こういうようなことの思いでございます。

また、あわせて未実施のサロンのところにつきまして、働きかけを一層にしていきたいと、このように申しておりました。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員、よろしいですか。岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 相談を受けているのがあるとおっしゃいましたけれども、この運営についての相談で差し支えがなければ内容を教えていただきたいと思うんですけれども。

あと、担い手の交流会をこれから持っていきたいというのは、いきただけではなく、ぜひ、本当にどこを回りましても担い手で悩んでおられるところが割とありますし、若い人とは切って、自分たちの年代で、例えば75歳から85歳までの方が85歳の方のために、今も言いましたようにやっておられるところもありまして、若い子は何や家を出てい

かはる。なかなか若い嫁さんに頼めへのやわというところもあって、体がしんどいのやけど、もう85歳まではどうしても役目柄せんならんというところもありますので、そこはうまくいけるローテーションもあり、担い手の本当にしっかりしたところとの差がありますので、そこらのサポートというのをしっかりしていただけたらと私は思っておりますので、今の質問によろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 1点目の相談に来られている内容といたしますか、そういったことですが、詳細な部分まではあれですけども、聞いている限りでは、先ほどもちょっと述べさせていただきましたように、やはり各地域での活動の内容的な部分、特にマンネリ化しているような部分でございますとか、次にどういうことをやれば地域の方々がたくさんの方が参加をしてもらえるか、そういったところというのが一番相談の内容としては、やはり多いようでございます。

また、今、議員が言われていましたように、やはり担い手の問題です。担い手のそれぞれの地域での、もちろん民生委員さん等も含めてご検討していただいておりますけれども、そういった全ての自治会に民生委員さんがおられるわけではございませんので、そういったところでの担い手の育成といたしますか、どのように進めていくかというような担い手づくりと、こういった部分がやはり大きな相談の主な内容かなと、このように聞いてはおります。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。これは大変に難しい問題であると、私の自分の地域でも悩んでいるところでして、そういうところもたくさんあるかと思えます。自治会が背負っていくにはまた、自治会も大変な仕事量がありますので、自治会長の責任だと言われるのもまたせつしょうだと思えます。何とか中間的な担い手というところに力を入れていただいた、交流をしていただき、いろいろなことを、まだ立ちあがっていないサロンや弱腰なサロンにぜひ力を注いでいただきたいと、このように思います。

本当にきょうはありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第8号、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） おはようございます。第6番、山本剛です。

2点、質問をいたします。



まず、人口減少対策について質問をいたします。

現在、日本社会は少子高齢社会であり、今後、団塊の世代が高齢者になると、それは一層顕著になります。いわゆる2025年問題と言われるものです。団塊の世代が後期高齢者となる時期が2025年であり、そのときには後期高齢者が人口に占める割合が20%近くになると推定をされています。

年金制度で言われていることですが、かつては多くの、いわゆる現役世代が高齢者を支える胴上げ型でありましたけれども、それが何人かで支える騎馬戦型になり、そして今後は1人の現役世代が高齢者を支える肩車型になっていくというふうに使われています。

さらに、2040年問題も近年注目をされています。

まず、日本の人口が1億728万人になるということが、国立社会保障・人口問題研究所によって推定されています。これは2010年の1億2,806万人と比べると、2,078万人も減ることになります。さらに、生産年齢人口が6,000万人を割るとも言われています。1,500万人の働き手が消失するというデータもあります。そして、自治体がなくなる消滅可能性都市が出てくるというふうにも使われています。そして、それは私たちにとっても他人事ではありません。

このような中、野洲市は、現在のところ人口はわずかではありますが右肩上がりです。いわゆる湖南4市、草津市、栗東市、守山市、そして我が野洲市は、いずれも人口が増加している、全国でも珍しい地域です。ただ、湖南4市の中で野洲市だけが、将来、人口が減るといふ推計がなされているというふうに使われています。

なぜ野洲市だけが人口が減るのか、その原因について野洲市としてどう分析されているかを伺います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 山本議員の人口減少対策についての1点目の、将来の野洲市の人口減少の原因、それと現状分析についてということでお答えをさせていただきます。

まず、本市の人口が減少すると推計されている原因についてでございますけれども、本市におきましては、転入者数と転出者数、これの差でございますが、社会増減について、平成24年に社会減に転じまして、その後、現在までその状態が続いている状況でございます。そして今後も、若年層の転出等により社会減の状態が続くと推定されていることから、そのような推計になっているものというふうに使われています。

現状を分析いたしますと、本市の市街化区域面積、これが近隣の市と比べまして狭小でございませぬ。そのために、結婚、あるいは就職などの新たに居住を求めぬ世代の転出が社会減の主たる要因になつてゐるものというふうにて考えておられます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） お答えをいただき、社会減という部分で、若年層の流出、市街地の狭小の問題等もおっしゃつたんですけれども、市街地の狭小というのは非常に大きな部分であると思ひますけれども、他に何か原因といひますか、要因といひますかはないのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） これだけが全てではないと思ひますけれども、やはりいろいろな施策をする、してありますけれども、他市と比べまして、子育て世代へのいろいろな支援とか、そうしたことは十分にやつてゐるところでございませぬし、あえて言うると、この市街化、住みたくても住めぬという、これが一番大きな要因になつてゐるというふうにて考えておられます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お答えをいただいた部分とも重なる部分があると思ひますけれども、人口減少に歯どめをかけ、子ども及び生産年齢人口を増加させるための政策について、どのようにお考えか伺ひます。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 人口減少に歯どめをかける政策ということなんですけれども、今も少しふれましたけれども、当然市街化区域の拡大ということだけではございませぬ。もちろん、子育て支援あるいは働く場、就業の場、そうしたことの確保ですとか商業支援とか、いろいろな、あと医療サービスとか、そうしたこともございませぬけれども、若年層の定住、移住促進のために、結婚、就職などに新たに住居を求めぬ、こういう世代に対して、市内で住居を構へることができぬ環境を確保する、市街化区域の拡大などの土地利用の見直し、これが最も有効な施策であるというふうにて考えてゐるところでございませぬ。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 土地利用の見直し、市街地の拡大というような区分なんですけれども、現在、先ほどおっしゃつたように、他のところと比べると、野洲市は狭小とおっし

やったんですが、具体的に他のところのパーセンテージ、それから野洲市のパーセンテージ、ちょっとわかればお教えいただきたいと思うんですけれども。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 湖南のこのあたりの地域の市街化率ですけれども、野洲市が都市計画区域面積に対する市街化の面積、これの割合が、これは平成26年3月の調査でございますけれども、12.67%というのが野洲市の市街化の割合となっております。近隣と比較いたしますと、草津市が38.88%、大分野洲市より多くなっておりまして、守山市も26.41%、栗東市が26.64%、湖南市でも20.22%、そんな数字になっておりまして、大分開きがあるというところがございます。

ちなみにこの都市計画区域と市街化区域の関係、山とか湖沼とか、そこからまたさらに省きまして、実際に住めるといいますか、平地です。この区分でのその中の可住地面積の割合となりますと、さらに近隣と比べると開きが出てまいります。野洲市がそのパーセンテージで言うと15.98%ということなんですけれども、草津市が41.06%、栗東市が47.15%と、湖南市も42.97%、こんなふうにかなり野洲市とは開きがあるということで、住めるところがないと、こういう状況でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お聞かせいただいた近隣のまちと比べてかなり野洲市がパーセンテージが低いんですけれども、これはいろいろ歴史的な部分でありますとか、土地的条件の部分があるかと思うんですけれども、どうしてこれだけ差があるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） この面積については、過去にこれまでの市街化区域の線引きをされてきた。そこをどういうふうにしてされたのかは、ちょっと私は存じておりません。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） いろいろ特に合併前からの部分でありますとか、過去のいろいろな事情なりそういったものがあるかと思うんですけれども、それはそれとしまして、今質問をしました部分、それらについて具体的なプランがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 具体的なプランになるかどうかちょっとわかりません

けれども、一番課題と考えられる市街化区域の拡大に向けまして、当然次期都市計画マスタープランで市街化区域の拡大というか、そういうことの見直しということになるわけでございますけれども、今現在政策調整部で担当いたしております地方創生の総合戦略の計画を策定中でございます。その中で、この都市計画マスタープランの時期の見直しに向けまして、市街化区域、市街化の検討地区、市街化検討地区における市街化の編入の可能性について検証をいたしまして、拡大を実現するための土地利用の方向性、これを検討して戦略の中で盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お答えをいただいたように、マスタープランの見直しを行って市街地を拡大していくと、そのことによって人口減少、いわゆる社会減に歯どめをかけていくということですので、ぜひともそれを実現していただきたいということをお願いしまして、1つ目の質問を終えたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次に2点目の質問を行いたいというふうに思います。

2点目です。地域総合センターのリニューアルについて、お尋ねをいたします。

野洲地域総合センターがリニューアルをされ、人権センターとして再出発するとのことですが、前の定例会でこの件について質問をした際、「現時点で地元との合意形成が十分にできているかと言われますと、今後、引き続き協議をしてまいる必要性を感じております」との答弁をいただきましたけれども、その後、協議はされたのでしょうか。そして合意形成はできたのでしょうか、お答え願えますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、山本議員の地域総合センターのリニューアルについてのご質問にお答えいたします。

5月定例会以降の協議の件でございますが、10月17日、第2回の人権施策審議会で、議論をいたしまして、その後、前にも行っておるんですけども、役員との話し合いで合意形成はできたものと考えております。なお、地域住民への説明会を実施するよう、現在計画しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今人権施策審議会のこと等をお答えいただいたんですけども、地元への説明というのはまだされてないということでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 工事等の今後の計画等もありますので、例えば建物自体について、その辺がもう少し内部で決まり次第、地元の方は説明をさせていただき予定はしてございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） その人は私がお聞きをしている地元との合意形成というのは、現実として今のところは形としてはできてないということでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 今申しましたとおり、代表の方との話し合いはできておりますので、それがまだ市民の方、住民の方に伝わっていないというふうな認識はしております。こちらの方から伝えてないという認識をしています。

○議長（市木一郎君） 総務部長、どうですか、よろしいですか。

○総務部長（川端弘一君） 私の方が申し上げておりますのが、せんだっての文化の集いで市長も講演の中でそういったことも言っていますので、一定……。今後の詳しい工事日程等がまだ言えてないということでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今後の詳しい部分については、また決まり次第お伝えをいただくというふうに理解をしておきます。合意形成は得ていただきたいというように思いますし、それが得られないまま人権センターとしてリニューアルすれば、現在の利用者が、特に子ども等を含めますと小学校区単位あるいは隣の校区からも来たりしているというようなこともありますし、そういった利用者が困るようなことが起こる可能性もあると思うんですけども、そのことについてはどう考えておられるのか。また、そういったことが起こったような場合は、どのように対応されるのか伺います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 相談業務から申し上げますと、相談業務につきましては、現在の総合センターからまず関係課への引き継ぎを経まして、その後、総合センターが相談者と各所管課の間に立って連絡調整を図ってまいりますし、利用団体につきましては、自主的な活動を阻害しない形で今後も支援はしてまいりたいと思っています。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今の部分で引き継ぎをしっかりとっていただきたいというふうに

も思いますし、今おっしゃった団体への、自主的な団体への支援ということなんですけれども、そこのところをもうちょっと詳しく教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） いろいろな子どもからあるいは子どものいろいろな世代、小学生であったり高・大生であったりとか、あるいは総合センターを拠点というか、会場として使っておられるいろいろな活動、その部分を自主的な活動という、これまでも自主的にはしていただいていたんですが、さらに自主的に進めていただくということを、地域の方ともお話を進めさせていただいておりますし、その方向で市が新しい人権センターとして、基本的には会場をお貸しするというのですが、運営等でお困りになったときには相談に乗らせていただくということはあり得るということでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 自主運営というのは非常に大事であるというように思いますし、それがやっぱり自立ということではないかと思います。

ただ、これはちょっと言い方が悪いかもしれないんですけども、変な言い方ですけど、行政が手を放すとかいったようなことは、私は事実ではないというように思いますし、見守るといいますか、今おっしゃったように何か困ったことがあったら行政として何らかの手だてを講じるとかいうようなことをしていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問なんですけれども、また、人権センターとしてリニューアルするのだけれども、部落問題の解決の取り組みは実施するとの答弁も前回いただいたということがあったんですけれども、人権センターにおいてどのような体制で部落問題解決の取り組みをされるのか、伺います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 人権センターではこれまでの人権相談に加えまして、同和問題の教育や啓発、あるいは部落差別の事象の解決など、同和問題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。なお、相談業務につきましては、生活や就労に関わる内容も多いことから、庁内の市民生活相談ネットワークとの連携、強化を図ってまいります。

また、必要な体制や人員についてでございますが、それは今後検討していくということでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今おっしゃったような部分で体制も組んでいただけるということ

で、よろしくお願ひしたいと思ひますし、その辺、急激に変わるというようなことであれば、混乱といひますか、そういったことも生じるかもしれませんので、そういった場合は、激変緩和措置のようなことも考えていただきたいというふうに思ひますので、そのあたりもお含みいただいたらなというふうに思ひます。

それから、最後の質問なんですけれども、人権センターとしてリニューアルすることは、意義あることであり、今日的な課題である生活困窮者の問題や、引きこもり、子ども虐待などの解決に向けて取り組みをしていくことが求められていると思ひますけれども、そのことについて考えを伺ひます。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるとおり、生活困窮者あるいは引きこもり、子どもへの虐待など、人権問題への取り組みが差別のない明るい社会の実現に寄与し、同和問題の解決につながるものと考えてございますので、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お答えいただいたのは、決してよくないとは言ひませんが、ちょっと抽象的といひますか、一般的な部分であるというふうに思ひます。

今まで、地域総合センターで、ご存知のように、地域総合センターでいろいろなことを取り組んできましたし、いわゆる生活困窮の問題、言ったら、生活困窮者の集住地のようなところであったわけですね、当該地というのが。そういった部分で言ひますと、生活困窮の問題でありますとかさまざまな人権問題を解決するノウハウでありますとか、そういったものが蓄積をされているというふうに思ひます。

せっかくその蓄積されてきた部分を、やっぱり生かさない手はないのではないのかなと思ひます。人権センターということでリニューアルされるということでしたら、さまざまな人権問題の解決のために、そういった蓄積したノウハウを生かすことが私は得策ではないかなというふうに思ひますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） ご指摘のとおり、これまで人権センターとそれと併設というか、同じ建物の中に地域総合センターもございましたので、同和問題に係る諸問題だとか、あるいは本課と連携しながら、生活困窮者の中でも地域に特定したような課題については、市民生活相談課よりも原課の方が、原課といひますか、今の総合センターの方が十分にノ

ノウハウを蓄積しておりますので、そういったものは当然のことながら今後生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今もお答えいただきましたし、私も先ほど申し上げましたように、今までの蓄積もありますし、ノウハウもありますし、それはやっぱり十分生かしていけないもったいないのではないかなというふうに思います。

それから人権センターということですので、さまざまな人権問題が起こっています。起こっていると言ったら変ですけども、逆に言ったら、今まで人権問題として認識されなかった問題、例えばセクハラでもパワハラでもそうです。昔はセクハラでもパワハラでももっと今以上にあったかと思うんです。ところが、あったにもかかわらずそれが人権問題として認識されなかった。だから、取り組みがされなかったと。今、役所でも企業でもそうですけれども、セクハラなんかがあったらえらいことですね。それについては、きちんと解決のための法律もありますし、体制も組まれていますし、そういった部分で言いますと、これから今まで人権問題として認識をされてこなかったことが、人権問題として認識をされるような状況が、私は出てくるというふうに思うんです。そういったことを、総合的にそれを取り組んでいく拠点として、人権センターは位置付けていていただきたいというふうに思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 人権センターは先ほど申しましたとおり、これまで地域総合センター以外にも人権施策推進課等の組織が一部重複もしてございますし、その辺の新しい差別への目の向け方も市役所の中では、何というか、一番鋭いというふうに思っておりますし、当然のことながら、そういったことについては、そこで人権センターで今後取り組んでいくということになると思います。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 人権センターとしてリニューアルするということですので、やっぱりあらゆる人権問題について対応していける、そういった拠点としてやっぱりリニューアルをしていくべきであるというふうに考えております。また、そういった方向で人権センターをつくっていただきたいというふうに思いますし、先ほどちょっと申しましたように、本当に生活困窮をはじめいろいろな人権問題が私たちの身の回りにいっぱいあるわけですから、やっぱり1つでもその問題を解決していくということは私は行政の責務



でもあるというふうに思っておりますので、その拠点として「人権センター」、リニューアルした人権センターがそういった課題解決の拠点になるといいますか、拠点にしていただきたいと思いますということを要望しまして、私の質問を終えたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を午前10時35分とします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 先ほど山本議員のご質問への私の答弁の中で、第2回人権施策審議会の日程を、10月17日と申し上げましたが、正しくは10月19日でございますので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（市木一郎君） それでは引き続き一般質問を行います。

次に、通告第9号、第9番東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） おはようございます。今日は3項目について質問いたします。まずはじめに、青年労働者の働き方と生活の実態について質問をします。今回も労働者問題ですが、よろしくお願いします。

青年労働者と暮らしには生活環境が大きく関わっています。これまでも質問させていただきましたが、現在労働者の4割が非正規雇用と言われています。青年に限ると、この4割がもっと5割、6割になります。とりわけ本市には村田製作所、京セラ、オムロン、日立ツールなどの大企業もあり、求める側の企業と求職側とのマッチングの問題もありますが、他市と比べても働く職場はあるのではないかと思います。非正規雇用で働いている方の中には、本当は正規雇用で働きたいが、正社員になれなく、仕方なく非正規雇用で働いている人もいます。そういった労働者は、いつ契約を打ち切られるか、明日は仕事があるのか、びくびくしながら将来への不安を抱え働いています。

非正規雇用者の中には、家族の介護をされている方や子育て世代のお母さんなど、働く時間が制約されるため、パートやアルバイトを選択して働いている人もいます。若いうちは非正規でも残業などすればそれなりの収入がありますが、前回の一般質問でも言いましたように、正規雇用と比べてほとんどフラットの状態で賃金が上がらず、継続年数がたつほど賃金格差が広がります。これまでこのような状況の中でどう思うか認識をお聞きする

と、決まって雇用対策は国の責任であり、労働者派遣についても派遣の恒久化が進む可能性がある一方で、直接雇用が増加するなど、見方によって違いがあると答弁されてきました。

しかし、野洲市の将来にとっても、このような雇用環境の中では、人の元気も市への税収も期待できなく、活気あるまちも生まれてきません。前回の質問のときも紹介しましたが、30代の男性は、派遣社員であるため、正規社員と違って労働組合が守ってくれるという立場ではありません。賃金が上がらない、有給休暇がとれない、残業が多くくたくたの状態だといいます。男性のお母さんも、息子さんの健康を心配しておられます。こういう雇用環境の職場で働いている労働者がたくさんいる。こういう状況の中で、市としてどう認識し、どうすれば雇用環境が改善されると考えておられるのか、また、野洲市では、現在非正規雇用で働く方は何人いるのか、市として把握されておられるのか、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、東郷議員のご質問にお答えを申し上げます、このように思います。

青年労働者の雇用環境に対する市の認識と改善についてということでございますが、これまでも繰り返しお答えをしておりますけれども、雇用環境の改善を含め、雇用対策は国の責務であり、国が責任を持って対応すべき問題、このように考えております。

しかしながら、市には権限がございません。また、議員ご指摘の青年労働者の非正規雇用の問題あるいは状況といったものにつきましては改善していくべき課題があるというようには認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長、もう一点、把握されていない……。

○環境経済部長（立入孝次君） 申しわけございません。答弁漏れがございました。

もう一点でございますけれども、非正規雇用の人数の把握でございます。これにつきましても、市では調査権、いわゆる調査権がございませんので、市としては把握をしております。答弁が漏れまして申しわけございませんでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 今の答弁では、状況は承知しているが、結局は国の責務なので、

動向を見守る。本市での非正規雇用の人数もわからないということですが、本当にこれでは何も解決しないし、ただ国の責務なので様子見をしているだけに聞こえますけれども、やっぱりもう一步踏み込んで企業にしっかり働きかけていただきたいと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 再度のご質問でございますけれども、これは繰り返しの形になるんですけれども、市としては権限があればいろいろな形で対応できるかというように思っております。後の問題にも関連するんですけれども、市としてできることは、やはり現在持っております企業訪問でありますとか、企業人推協がございます。こうした研修の場でありますとか、そういう場を捉えまして、いろいろな形の働き掛けはできるというようには思っておりますけれども、直接的に市がどうのこうのというようなできるものではないと、このように理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 研修の場を、より一層雇用の働きかけを、権限がないと言われましたけれども、いろいろな場で進むようよろしくお願いします。

次に行きます。

これまでに滋賀県では、18歳から39歳の就業に関する意識と実態を把握し、今後の就労支援策を検討するために若者就業構造等実態調査が行われました。調査の方法は、1つ目は郵送とウェブ等の調査、3番目街頭ヒアリングの3つの方法で行われました。中味を少し紹介しますと、結婚状況では、独身者では「結婚したことはなく、具体的な予定もない」が41.8%でした。独身者のうち「いつかは結婚したい」が78.2%と最も多く、これに対する「結婚する気がない」が11.4%であり、男女共に「いつかは結婚したい」が8割前後を占め、男性では76.2%で女性の方が80.1%と少し高くなっています。独身でいる理由について、男性は「経済力がないから」が55.5%と最も多く、25歳から29歳では62.1%の人が「経済力がない」と答えています。「経済力がないから」と答えた人は、正規雇用で35.2%に対し、非正規雇用では47.4%で、非正規の人の割合が高くなっています。特に男性の非正規雇用の70.9%の人は、「経済力がない」と答えています。

こうした調査結果を見ますと、正規雇用の人に比べて明らかに将来の展望が見えない状

況となっていることがわかります。人が安心して暮らせる生活基盤の環境が整わなければなりません。このまちで働く若者が安心して将来の夢が描けるよう、本市として市内企業に対して非正規雇用から正規雇用にしていただくよう、要望していただくよう、また、せめて工業振興助成金を受け取っている企業に対しては、何人雇用されたのか、またそのうち正規雇用は何人なのかを、市に報告を求めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 市としてできることですが、市といたしましては、工業振興助成金を受け取っております企業を含めた、先ほども申し上げましたけれども、市内企業に対しまして、企業訪問や企業人権啓発推進協議会の場を、研修の場がございましたけれども、そうした機会を捉えまして啓発・要望をしていきたい、このように思っているところでございます。

また、工業振興助成金を受け取った企業に対して、何人かというご質問がございましたけれども、過去に工業振興助成金を受け取りました企業、現在も繰り延べて交付をしているわけですが、23事業所ございます。そのうち特に雇用助成金というのが4種類の補助金があるんですけれども、雇用助成金を受けた企業、これが14社ございます。平成17年から平成22年までの期間でございますけれども、97人の雇用実績を報告を受けています。ただ、ご質問の非正規雇用かどうか、正規雇用かどうかというところまでは報告を求めておりませんので、補助対象として1年以上の実績があるというような補助要件がございましたので、そうした形での実績報告については97人という実績でございます。

以上とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 雇用人数は報告されているけれども、非正規か正規かという報告はないということでございますが、やっぱりその企業に税金を投入して、企業応援をしているのだから、やっぱり最低限正規か非正規か、その人数ぐらいはやっぱり報告させるのは、当然だと思うんですけれども、報告しない企業には、工業振興助成金は出さないという強い態度で言うぐらいでないと、なかなか進まないと思いますけれども、再答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 再度のご質問でございますが、先ほどもお答え申し上げ

ましたように、基本的に工業振興助成金の要項がございます。そこには、1年以上雇用することという条件になっておりますので、そこにそのままずっと正規雇用として雇用するかどうか、あるいは非正規なのかというところまでは、補助の内容の中で求めておりませんので、そこまでの調査権はないというように市としては認識をしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 1年以上雇用の義務なんですけれども、やっぱりそこは将来そこに働く人がせつかく職に就いたのだから、ずっと正規の雇用で働けるような環境づくり、また、市としても応援して、そういう雇用を企業に求めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

2つ目、要介護3までの方の特例入所について質問します。

特別養護老人施設の要介護3までの方の特例入所についてです。国の介護保険法の改正にともない、平成27年4月以降に特別養護老人ホームに入所できる方は、原則として要介護3以上の人限定されています。国は要介護1、2でも特例入所の要件を示していません。要介護の方でも重度の認知症であったり、家族等により虐待が疑われるなどの心身の安全の確保が困難な場合や、単身世帯であったり同居家族が高齢又は病弱である等により、支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること、などが特例入所の要件となっています。

そこで、お尋ねします。

1つ目、1番目には、特例入所対象者かどうかの最初の判断は誰がされるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 東郷議員の要介護3までの方の特例入所につきまして、お答えをさせていただきます。

各特別養護老人ホームの施設ですけれども、そちらのホームの方で入所判定を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 各ホームで要件を満たした人に申請書が出されるということなんですけれども、それだとやっぱり、今介護現場でも、介護士も少ないし、ケアマネジャーも非常にすごく厳しい仕事の状況だと思います。ホームによって認定基準が違ってくると

いうことはないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ただいまのご質問は、5点目の質問の入所基準の違いといたしますか、それではないということですね。ではなくて1問目の再質問ということによろしゅうございますか。

○9番（東郷正明君） はい。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほど言いました、この基準そのものにつきましては、国のガイドラインが決まっておりますので、それに基づいた判定で選考をされておられます。また、選考をするにあたって、各市・町といたしますか、市の方に意見を求めるというようなことが報告と共にございますので、市の方も確認をして意見を求めることができるようになってございますので、もちろん基本的には最初の判断ということでは、特別養護のそれぞれのホームの方で入所判定をされます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 次に、本市における要介護1、2の方の人数は何人おられますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 本市におきましては、今年平成27年の10月末現在でございますけれども、要介護1の方が466名、要介護2の方が381名おられます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） それでは次、その要介護1、2のうち、特例入所の申請をされた方は何人おられますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 直近で、今年の11月末現在ですけれども、入所の申込者、これは野洲市民の方だけでございますけれども、29名が申し込みをされました。これは、29名といたしますのは、複数の施設を申し込みされていることもございますので、それを含めてという数字でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） その29人のうち、何人が特例入所されたのかをお聞きします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 4月以降に特例入所をされた方というように4点目のお答えですので、それでお答えをさせていただきます。

特例入所された方がおられません。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） これはホームで要件を満たして29名の方が申請書を出されて、それで4月以降特例入所者はなしということですが、これは要介護1、2の方を合わせると847人おられるんですけども、現状から見ると、要介護1、2の方が要件を満たされていても、特例入所されていないというのは、結局のところ実態やと思うんですけども、それはどんな認識をしておられますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほどの申込者につきましては、あくまでも延べ人数でございますので、複数申し込みをされていますので、実人数ではございませんけれども。

要介護の1と2という方が特例的に、先ほど議員がご説明をされましたような理由があって申請ができるということは可能でございますので、そういう要件を満たした方は申請ができます。しかしながら、1から5までの要介護の方がいらっしゃいます。特に3から5の方は、いわゆる重要度の高い方、そういった方が結果としてですけれども、優先的な決定をされたものだと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） そうなると、これまで介護1、2の方が介護制度が変わって1、2が外されて、入所申請をされた人まで入所できないという、そういう。いっぱいいるからそっちの方が優先されるのだと、そういう優先度はわかりますけれども、これだったら介護難民状態がどんどんふえていくんじゃないですか。しかも、要介護1、2の方が合わせて847名あって、本当に高齢化がこれからどんどんふえていって、そうなればやっぱり特別養護老人ホームの施設の、そういう計画もされておりますけれども、建設が緊急の課題だと考えていますけれども、いかがですか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 野洲市におきましても、第6期の介護事業の計画で

も書かせていただいておりますけれども、いわゆる計画に基づいて随時施設等も設置をしていきたいと、このようには考えてございます。しかしながら、いわゆるそういった待機の方も当然ながらいらっしゃるわけでございますけれども、全ての方々を対応するとこのような形になってまいりますと、もちろん介護保険料そのものも大きく皆さん方に影響してくると、このようなことにもなってまいりますので、必要と合わせてそういった部分の調整といたしますか、考えた上で制度を進めていかなければ、全ての方を救うのとあわせて莫大な保険料と、このようになっても問題と、このようになつてまいりますので、そういったところを調整は必要であるので、計画的に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） やっぱり国の介護制度の改定で、入所を希望しても入所できない事態が発生している。このような制度の中では、高齢者の尊厳も守ることはできません。これまでの介護制度と比べて、サービスの質・確保の低下が現実発生していると思いますが、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） もちろん直面した課題、あるいは今後の課題ということも含めて推進はしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 本来なら、介護というのは国の介護保険制度のもとでしっかり行われるべきでありますけれども、しかし高齢化にともない、介護を受ける人がふえたからといって介護1、2の方がこの制度から外されれば、家族の介護をする人も介護が必要な老々介護となり、家庭の崩壊にもなりかねません。憲法で保障された健康で文化的な暮らしができるよう、行政としても、国の保険制度の影響が大きくしていますが、しっかりした対応をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

旧三共製薬株式会社野洲工場跡地埋設処理について質問します。

第一三共が所有する野洲工場跡地において、太陽光発電事業計画が提示されました。この土地は、農薬製造工場、農薬類製造工場跡地として、今なお大量の汚染土が埋設ピッ



トに不溶化した状態で残存された状態となっています。しかしこの土地において、第三者により、新しく土地の利用計画が示され、今後20年間除去されることが見込めないことから、8月4日、市はいち早く第一三共に対して全面撤去を要望されました。これまでもエンドリンが検出されており、京都新聞や中日新聞では、地下水を浄化して野洲川に放流されている等の報道もあり、地域住民や漁業関係者からは不安の声が上がっています。

しかし、8月21日の第一三共からの回答では、「土壌汚染対策施工前に不溶化して、埋設ピットに保管している。長期安全管理の視点で施工し、地下水モニタリングにより安全上問題ない。太陽光発電のパネル敷設工事は地下部に影響を与えるものではなく、これまでの保存的管理に変更を生じるものではないため、関係法令上において撤去の必要がない」と、埋設の除去は現時点では実施しないとしています。

この第一三共からの回答を受けて、市は9月9日に回答内容の確認書を提出されました。これまでの経過を見ますと、1、土壌汚染対策法以前に不溶化処理をしている。2、遮水壁をしてピットに保管。3番目、モニタリングを行い監視している。4番目、太陽光発電事業でこれまでの保存的管理に変更を生じるものでない。と、管理体制と法令上では問題ないことを理由に、除去する姿勢を示していません。この問題で、市が企業に要望されているのは、再生エネルギーの推進ではなく、市が指摘されているように、生活環境の保全です。第一三共の企業概要で世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献したいという企業理念に照らしてみても、企業倫理や社会的責任が問われます。

そこで、お聞きします。9月9日の確認書に対して、第一三共からの回答はあったのか、お尋ねします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の旧三共製薬工場跡地の有害埋設物に関するご質問にお答えします。

経緯は今詳しくお話をいただきましたので、繰り返しません。9月9日に確認書を送っています。確認書を送るといって経緯がちょっと異例なんですけれども、普通だとこちらが要望したものにきちっと回答がされるべきなんです。さまざまな不透明な点、事実誤認があったので、これだけの大企業にこの小さなまちがあえて確認書を送りました。9月9日から今日までは3カ月経っています。音沙汰なしです。ただ直近情報では、これも不思議なんです。音沙汰なしなんですけれども、直近情報では、回答を持参したいということですので、日程を調整していますので、私の場合、公開で受けようと思っていますの

で、近々というか、もう今調整をしているはずなので、いついつにこの場所で会社の責任者が私に回答の文書を持ってくるということの枠組みまでは決まっていますので、またご紹介をさせていただきたいと思っています。

回答内容についてはまだ知らされていません。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 近々回答されるということなんですけれども、回答によっても対応が変わってくると思いますけれども、今後、市とか南部土木事務所、第一三共の三者で協議を行うのか、お尋ねします。

仮にこの法令でクリアできているとしても、市民の不安は拭えるものではありませんし、地震によって想定外のことが起こらんと考えられますし、やっぱり市民が納得できる説明と対策が求められます。

この法令を所管し、指導的立場にあるのは南部土木事務所であります。市として県に対して第一三共にどういう、回答によって対応が変わりますけれども、汚染土の全面除去を求めるよう、指導をお願いします。答弁をお願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 県との関係についてのご質問にお答えしますが、こちらから県を指導するものではないので、いずれにしても自分でおっしゃったように、回答を近々持ってくると言っていますから、それを見てからの対応になるというふうに思っています。

それと、県の窓口は、もちろん県庁の担当課があるわけですが、琵琶湖環境部ですが、出先機関は南部土木事務所じゃなしに南部環境事務所ですので、訂正をいただくようお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） いずれにしてもどう回答があるかによって対応は変わると思いますけれども、ぜひしっかり企業に対して求めていただくようお願いいたします。

県の琵琶湖環境の担当の方も言っておられましたけれども、市と第一三共とそういう話し合いの場を求めるなら、県としてもしっかりと協力していきたいと言っておられましたので、ぜひよろしくようお願いいたします。

主管は市じゃなしに市から要請されていますので、そこはもう僕も理解しているつもりです。県と市がしっかりと連携しながら、企業に求めていただけるようよろしく申し上げます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 求めていただくよりは、本当は滋賀県が先に聞いていたわけです。私が聞いたのは随分時差がありました。直接私が滋賀県の南部環境事務所の所長に電話しました。そしたら県は、地元が了解しているから動かないみたいなことだったので、「違うよ」と、「地元は了解していません」と、地元というか、市は。ただ、今回、市民市民とおっしゃるんですけれども、あえて申し上げると不思議なのは、地元自治会は危機感を持っておられなかった。だから市の当初の動きも鈍かったんです。これは不思議なんです。ですから私はこれが起こってから、何か時代が30年前に戻っているみたいなのではないかと。地域もそうですし、企業もそうです。

今は県に指導を求めたり県に要望する段階じゃなしに、県が自発的に動くべきで、琵琶湖が大事だといったら、今回わかりましたように、野洲川に放流をしているわけです。だから県の危機感は物すごく弱い。これは心配しています。琵琶湖再生法で今日も新聞を読んでいたら、何か舞い上がっていますけれども、琵琶湖再生法ができたといって。でも野洲川が琵琶湖に一番水を供給している川です。その直近の野洲川の直近に有害物質が存在するわけです。ただ不安をあおるのは困るので、基本的にコンクリートで封じ込めていますから、今日、あすではないんですけれども、今回の問題意識は、20年にわたる封じ込めについては懸念があるので、まずは撤去した上で事業をしてくださいということなので、東郷議員がおっしゃったように、今日、明日に有害物質が出るというものではない。そこはやっぱりご理解いただかないと、かえって不安をあおってしまいますけれども、今回もあえて県に何か要望とか県に指導とかおっしゃったので、県の認識、琵琶湖再生法で舞い上がっているのと今回の個別対応のこの鈍さ、これはやはり皆さん方真剣にご理解いただいて、一緒に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第10号、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番梶山幾世でございます。11月度定例会におきまして、次の3件について質問をさせていただきます。

まずはじめに、引きこもりの社会復帰支援についてお伺いたします。

現役世代の不就労者、引きこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となってまいります。厚労省では、引きこもりをさまざまな要因の結果として、社会的参加、これは義務教育を含む就学者、非常勤職員を含む就労者、家庭外での交遊等になっておりますが、こういう人たちを回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむ

ね家庭にとどまり続けている状態と定義し、それが平成27年8月、厚労省の推計では約26万世帯にのぼるとされております。また、近年では、引きこもりの高齢化が進んでおります。最近では、一旦社会に出てから挫折したことで引きこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけております。

また、年齢が高くなるほど、抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなってまいります。問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、また不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至ることが予想されます。引きこもりの実態は、相談されないとわからない場合が多く、また、知られたいと隠されている場合もあります。引きこもりの実態をどのようにして把握されているのか。

秋田県藤里町では平成22年度に在宅の引きこもり者、不就労者を対象に、支援する人もされる人も共に集える場所として、コミットをオープン、翌年には実態調査も行われております。また、社会福祉協議会が事務を務めますシルバーバンク事業では、既存の福祉制度では地域住民のニーズに対応をいたしております。そこに、在宅の引きこもり者が登録するコミットバンク事業が誕生し、地域住民と共に支え合う地域づくりへ貢献することができるよう、取り組まれるという事例が出ておりました。

本市においても引きこもり者の社会復帰支援の取り組みが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、女性が輝いて活躍できる社会の実現についてお伺いいたします。

女性の活躍推進法案が8月28日に成立し、女性が職場で活躍できる環境に大きな一歩となりました。今後、政府が基本方針やガイドラインを策定した後、国や地方自治体、従業員301人以上の民間事業主は、来年4月1日を目指し、事業主行動計画の策定を急ぐこととなります。具体的には、事業主は、1、女性採用比率、2、勤続年数の男女差、3、労働時間の状況、4、女性管理職の比率などの実態を把握して、行動計画を策定、公表することとなりますが、達成目標は数値で示すことが義務付けられております。取り組みのすぐれた企業は公表される予定で、政府が認定した優良企業には、国からの受注優先などの特典が与えられます。計画の策定は、女性活躍の「見える化」だけにとどまらず、男性を含めた事業所全体の「見える化」につながると思います。特に女性が非正規労働者の7割、雇用者全体の4分の1を占めている現状を踏まえ、短時間労働者の雇用管理の改善に関するガイドラインを策定するなど、処遇改善の取り組みが急がれます。妊娠、出産した

女性に対するマタニティハラスメントの防止も課題であります。マタハラやセクシャルハラスメントなど、あらゆるハラスメントに一元的に対応する企業の体制を整えるべきだと思います。

今年6月には、政府の全ての女性が輝く社会づくり本部が、女性の活躍加速のための重点方針を決定いたしました。これを来年度予算案や政府に反映させる形になっておりますが、こうした取り組みも重要になってまいります。

女性活躍推進法が制定されたこの機会に、女性が生き生きと社会で活躍できる環境を実現するため、あらゆる手だてを講じていく必要があります。

以下の点をお伺いいたします。

まず1点目、女性の管理職の登用等、本市におきましては積極的に市長は取り組まれているとは認識しておりますが、この女性活躍推進法が制定されたことに対しましての市長のお考えを伺いたいと思います。

2点目、自治体や従業員301人以上の民間事業主の行動計画について義務付けられておりますが、4月1日までに届出をすることになっております。この計画についてお伺いいたします。

3点目、マタハラやセクシャルハラスメントなど、あらゆるハラスメントに一元化に対応する体制が必要だと感じますが、この件についてお伺いいたします。

4点目、派遣やパート労働者の処遇改善が必要と感じますが、この点をお伺いいたします。

3点目の質問に入ります。

いじめ防止対策についてお伺いいたします。

11月1日、名古屋市に住む市立中学校1年の男子生徒が地下鉄の駅で電車に飛び込み自殺をされました。生徒は、「部活で『弱いな』と言われ、もう耐えられない」と記しておりました。この事件を受けて、市教育委員会は、11月14日、同校の全生徒500人に無記名のアンケートを実施されました。その結果、複数の生徒から、この生徒がいじめを受けるのを見聞きしたとの回答があったといえます。このアンケートでは、3人が「本人から聞いたり相談を受けたりしていた」とし、また生徒20人が「男子生徒へのいじめを直接現場を見た」と答えていました。「本人以外の人から聞いた」とした生徒も57人いて、計80人が見聞きしながら、男子生徒の苦しみは親には届かず、学校も把握できていませんでした。

しかし、学級担任は、いじめに遭いやすい生徒という印象を中学入学後から持っていたけれども、他の教職員とは連携をとらず、この10年間の心理テストでは、要支援という結果が出ていたが、生徒は自ら命を絶ってしまったということでございます。

教育評論家の尾木直樹さんは、「いじめの定義は、いじめる側の行動に着目してきたが、今はいじめられる側が苦痛を感じているかどうか。今回、学校は『生徒と認識が違った』と言われますが、そこがおかしい。生徒がそう認識すればいじめで、軽量はない。延べ80人が見聞きしながら学校は知らなかった。相当に深刻だ」とこのようにおっしゃっている記事がありました。

中学生の未来ある子どもが自ら命を絶った事実には、本当に心が痛みます。文科省によれば、小中学校などでの2014年度いじめ認知件数は18万8,057件で、前年度を約2,000件上回ったとしております。いじめ被害者は誰にも相談できず、孤立しやすく、個々にいじめ問題の深刻さが浮かんでまいります。だからこそ、周囲にいる誰よりも教師が、そのサインを「教育的敏感さ」でキャッチする必要があると思います。校長を先頭に、集合体の機能だけでなく、組織体としての対応が大事ではないかと考えます。起きた事実を正確、公平に把握し、教師やその周囲にいる私たち大人が真面目に真正面から取り組まなければならないと思います。

悲劇を繰り返さないために、次の点をお伺いいたします。

まず1点目、名古屋の中一生徒の事件をどのように認識され、いじめについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法で、自治体や学校にも講ずべき対策を求めています。本市におけるいじめの実態とその取り組みについてお伺いいたします。

3点目、こうした事件が起こるたびに、教師の「教育的敏感さ」が要求され、そのための教育の負担軽減が問題になります。教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

4点目、チーム学校を通して、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げ、子どもたちのいじめをはじめ、さまざまなリスクから守る体制が必要と感じますが、この点についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 答弁は、市長、教育長、健康福祉部長の順番になりますので、よろしくお伺いいたします。市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の女性が輝いて活躍できる社会の実現をに関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の、女性活躍推進法が制定されたことに対する認識のお問い合わせについてありますが、まず、歓迎すると。この法律がうまく運用されて、一層女性が社会参加をされるように願っております。もう少し言葉を付け加えますと、そもそもなんですけれども、もちろん戦前もいろいろな活動がありましたけれども、戦後、日本国憲法で男性、女性の平等がうたわれて、これが基本的な考え方だと思っています。そして、昭和47年に勤労婦人福祉法という法律ができています。これは順次改正されて、昭和60年に1回改正されて、最終的に平成9年、これが雇用機会均等法になっています。ちょっと法律の名前が長いので、省略しますけれども。これに加えて、これもご承知のように、平成11年に男女共同参画の基本法が制定されています。この間には、国際的に女性の社会参加の活動があったり、国連の動きがあって、国の法律がこういうように整備をされてきていると思っています。

そういう流れの中で今回の女性の活躍推進法が制定されたんですが、この法律については私は申し上げましたように、感銘はするんですけれども、日本で言えば戦後、あるいは国際的にも国連ができて、さまざまな取組みと制度ができていのに、まだこの法律が必要なのかという、そういう面も認識をしないといけないかなというふうに思います。

法律というのは社会の制度ではありますが、社会というのは法律だけで動いていません。風土とか慣習とか文化とかということ動いていますので、本当に女性と男性が均等に活躍といいますか、社会参加ができるようになるためには、法律はもとより文化とか慣習とか、風土までに及んで変わっていかないといけないので、これは先ほどの山本議員の人権と同じことですけれども、市民全体、国民全体が取り組んでいかないといけないというふうに思っております。

認識につきましては、以上のとおりであります。具体的に野洲市では今年度平成28年度からの5カ年計画で第3次野洲市男女共同参画行動計画を策定いたしますので、その中でこの行動指針を盛り込んでいきたいと考えております。

次に、自治体や従業員301人以上の民間事業主の行動計画ですけれども、市もこの301人以上の事業主に該当しますので、来年4月1日までに行動計画を策定するよう進めておりますし、民間事業主もその趣旨に沿って行動計画を策定いただきたいと思います。

次に、ハラスメントの一元化なんですけれども、これが市役所庁内なのか市全体なのか、ちょっとご趣旨がわかりかねるんですけれども、市役所としましては、従来からも職員の人権を守るということで、基本的な枠組みは公平委員会になりますけれども、人事課できちっと対応しておりますし、市長への手紙は市民からの手紙であると共に職員からももらっています。匿名がありますから。こういうところでいろいろな問題点があったらきちっと受けとめて適正に対処していきたいと思っておりますが、民間につきましては市の権限はありませんけれども、さまざまな機会を捉えてあらゆるハラスメントに対して一元的に適正に対応していただくように要請をしていきたいと思っております。

それと派遣やパートの労働者の処遇改善、これも市については派遣というのは余りなくて、今、選挙のときの事前の期日前投票が、これはもう仕方がないのでお願いしています。実のところ、今回、マイナンバーの作業で、派遣を依頼する自治体もあったんですが、あるんですが、野洲市も庁内議論があったんですが、それは控えました。ですから、選挙のときだけということで。パートという職種も市はないんですけれども、非正規の職員さんがおられます。臨時職員さんです。これの処遇については、これまでも待遇とか通勤費とか改善してきていますし、数年前には労働組合もできています。妨害しないでむしろ促進に行って、総会もお祝いに行ったぐらいですし、毎年総会も私は出ています。適正に非正規であっても健全な制度で働いていただけるようにしたいと思っております。ただ民間事業主には、野洲市は権限はございませんけれども、人権という感覚から、野洲市企業人権啓発推進協議会で機会を捉えて、派遣とかパートの労働者の方の処遇が適正に保たれるように取り組んでいきたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、梶山議員のいじめ防止対策についての1点目、名古屋で起こりました中一生徒の事件をどのように認識をしているのか、またいじめについてどのように考えているのかにつきまして、お答えをしたいと思います。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。議員のご指摘のとおり「いじめられる側が心身の苦痛を感じているかどうか」という視点が何よりも重要であると考えております。

名古屋で起こりました中学1年生の生徒がいじめを受けたとする遺書を残して、家庭でも学校でもいじめの把握をしないまま尊い命を自ら絶ったということには、大変心を痛め



ております。

今回、この事件を受けまして学校が行った生徒対象のアンケート調査結果からしますと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対策は、学校としては十分でなかったと、そのように考えております。

次に2点目でございますが、本市におけるいじめの実態とその取り組みについてでございます。本市におきましては、今年の3月に野洲市いじめ防止等対策条例、野洲市いじめ防止基本方針を策定いたしまして、いじめの防止のための組織「野洲市いじめ問題対策連絡協議会」、それから「野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会」「野洲市いじめ問題再調査委員会」の設置をしております、体制を整えているところでございます。

いじめの実態でございますけれども、本年度の上半期では、いじめの認知件数は46件あります。市内の小中学校では、それぞれ学校で作成をしております「いじめ防止基本方針」に基づきながら、いじめの早期発見、いじめの撲滅に向けた取り組みを推進しているところでございます。

3点目の教育委員会の取り組みについてですけれども、今回いじめに苦しんでいる子どものため、また、子どもが自死するような事件を二度と繰り返さないためにも、子どもの教育に携わる全ての関係者一人ひとりが改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候、いじめの芽をいち早く把握して摘み取るなど、議員ご指摘のとおり「教育的敏感さ」を大事にして迅速に対応する必要があると思います。

市の教育委員会といたしましては、市費の支援員、オアシス相談員やSSWの配置、さらには県費による少人数指導、少人数学級の実施、事務の効率化などを進めまして、日々子どもとの向き合い、子どもの気持ちや悩みを聞いていく教職員の時間を生み出していく取り組みを推進しております。

4点目の、いじめをはじめさまざまなリスクから子どもを守る体制についてお答えをいたします。

いじめの問題が生じたときは、プライバシーには配慮しつつも、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくものと考えております。さらに、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域の方々の学校教育に対する理解と協力を得る取り組みを大切にし、学級や学年、生徒会などの集団づくりにおいては、子どもたちの主体性を伸ばし、人間関係力を磨く取り組みを進めながら、いじめの撲滅、未然防止に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

何よりも、子どもと接する保護者、教員がお互いに連携をする中で、子どもの心の叫びや、言動の裏側にある感情をしっかりと受けとめることのできる感性を磨くことが重要であると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、梶山議員の引きこもりに係りますご質問にお答えをいたします。

第1点目の本市の引きこもりの実態把握についてでございますが、引きこもりは状態像であり、その原因は根気よく付き合っただけで支援しなければ見えてきません。そこで、引きこもり状態にある人の相談については、市民生活相談課、健康推進課、発達支援センターが窓口となり、連携しながら、相談、訪問等を繰り返し、家族の話も含め、相談を進め、原因を探りながら支援をしております。

次に、本市における引きこもり者の社会復帰支援の取り組みについてでございますが、精神疾患からの引きこもり状態にある方は、健康推進課の保健師や精神保健福祉士が本人や家族の面接や家庭訪問により、本人の気持ちと言えるまで根気強い相談を行いながら、デイケア、作業所利用や精神障がい者家族の会の紹介など、具体的な支援につながるよう努めております。

また、身体の発達から支援が必要な人には、発達支援センターが個別相談に加え、週3回開催しております社会参加促進事業（通称スマイル）への参加を促し、小集団での会話や作業、就労体験等の活動を通して、自己理解、社会性、健康度、生活力、労働力等をも身につけられるよう、社会参加に向けた支援を行っています。

また、県の精神保健福祉センター内にある県ひきこもり支援センターとも連携しながら、より専門的な支援に取り組んでいます。

その他の要因の方につきましては、市民生活相談課で、引きこもり状態も、社会的孤立者として、生活困窮者支援事業で対応しています。当事業は、発見から就労を含めた社会参加までをワンストップで支援できる包括的機能を有したものです。

また、専門知識をもって支援できる人材育成や社会参加に向けた課題の見立てが具体的にできるように、障害者職業センターや医療機関、障害福祉サービス事業所等の協力を得て、より効果的な支援を進めているところです。

今後も引きこもりは個人の問題だけでなく、社会全体の問題であるとの認識のもとに、

関係機関との一層連携し、社会復帰支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） それでは、再質問を1点ずつさせていただきたいと思います。

今、市長の方から、女性活躍推進法の成立によりまして、思いを聞かせていただき、本当に期待するところがございます。その中で、これからステップ1、2、3ということで、自社の女性の活躍状況を把握して、課題分析を行っていくということが1点目にあります。2点目は行動計画の策定、届け出、社内数値公表、3点目が、女性が活躍に関する情報をこれから公表していくという流れでつくっていただくわけですが、1点だけ。

今の本市の女性の活躍状況を、市長が見ていただいて、課題があれば何が課題かということをお聞きしたいと思います。なければいいのですけれども、あれば1点、これをお伺いしたいと思います。

これが1つです。

次に、いじめ防止でしたか。いじめ防止対策につきましては、今は6月議会にも川崎市の多摩川事件の悲惨な事故があったことでも質問をさせていただき、またそこでも認識度を聞かせていただき、また今回も教育長の、さらに取り組まれる認識ということを聞かせていただきましたが、先ほどの教師の「敏感さ」ですか、「教育的敏感さ」で、非常に家庭も問題がありますけれども、学校では学校で関わる教師が、どこまで敏感に児童・生徒に対応しているかということが大事になってくると思うんです。

今、運動会とかに行きますと、ある中学校で非常に荒れていて、いじめに関わるような、例えば自転車置き場でパンクさせられたり、自転車が壊されたり、こういう状況がある中で、子どもがいじめられてないか心配だと、たまたま、わざわざ言うていくまでもないけれども、偶然そういった運動会で会った中で言うておきたいという、そういう声も聞かせていただく中で、やっぱりしっかりと教師が児童・生徒に向き合うということが大事だと思うんですけれども、今子どもと向き合う時間が十分にとれているのかどうか、その点を1点、お伺いしたいと思います。

最後に、引きこもりの社会復帰支援でございますが、今野洲市におきましては、非常に全国的にも市民生活相談課の総合相談窓口が非常に手厚く市民サービスでは喜んでいただいているということで、全国的にも非常に視察も見えておりますし、しっかりとアピールしてそのように取り組んでいただいているところであります。

そんな中で、この引きこもりの方も、一部の方は相談窓口とか、また健康推進課に相談されて、立ち直った方もあるんですけども、私も今回なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、長年子どもさんが引きこもりで、ずっと高校を出て社会人に、もう40歳近いんですけども、なかなか社会復帰できない中で、引きこもりが原因で精神障がいになり、またそこから幻覚症状が始まり、その幻覚症状が自殺に、「死ね死ね」と言っている、自殺に追い込まれている。この現状だと、親は24時間子どもから目が離せない。そういう状況の中でのなかなか相談ができないという、そういう話を聞きながら一緒になって取り組んでいる方があったんです。そういう方の取り組みの中から糸口が見えて、非常に健康推進課に行ったり、精神科の病院に行ったりして、今は共同作業所に行かれて、社会との接点を持たれるようになったんですけども、なかなか人脈の中で引きこもりの家族と接点がない場合は、現在野洲市の中でもそういったはざまの中で、言えない、隠したい、どうすればいいか、どんどん暗くなっていくという希望が持てない、そういう方もおられるんじゃないかということを感じまして、今回質問させていただきました。

その中で、先ほど紹介いたしました秋田県の藤里町の例が、本当に町民全てが生涯現役で目指せるシステムづくり事業とか、福祉の拠点、コミット支援事業の展開で、生涯皆さんが現役で本当にまちで生活できるようにという取り組みをされておりましたので、実際行ったわけではないんですけども、インターネットとか情報を聞かせていただきました。

質問を出してから、この市民生活相談課の担当者の方が、せんだってのそういった生活困窮者自立支援法ができたことによる全国での研究大会に行かれていて、そこで、この藤里町の例を聞かれて、しっかりと交流を持たれてきたことを伺いましたので、この点しっかりと、またこれからの総合窓口の中に生かしていただけたと思いますので、これに対しましては、しっかりとさらなる手厚いそういった方への支援を期待したいと思っております。

今、私が申しました中で、推計的には、平成27年8月の厚労省では、約26万世帯が引きこもりにあるということが推計されておりますけれども、この野洲市の推計は、事前にちょっと聞けなかったのでお伺いしたいんですけども、何件ぐらいになるのか。この推計からいくと野洲市では何件ぐらいになるのか、何人ぐらいになるのか。それと、こういった推計に対してどのような取り組みを考えていけるのか、おられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。市長から、済みません。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 43 分 休憩）

（午前 11 時 44 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の女性の活躍に関しての市役所内での課題についてのご質問にお答えをします。

課題というもんじゃないんですが、現状なんです、女性が活躍してもらおうと思うと、均等のレベルまで持っていくのはいいんですが、人数的にまだ少ないのと、これまでは、前も申し上げましたけれども、ある年代になって共働きだったら退職するような暗黙の制度が私が就任する前まであったので、より管理職のあるレベルからの女性が少ないわけです。ですから今ぎりぎりこういう体制なので、本当はもっと均等に部長だとか次長だとかになってもらいたいと思っていますけれども、差別したり抑えているわけじゃなしに、最大限やっても現状だということです。

今年度も昨年度の人事の検討で、誰か女性の部長さんというので、私はかなり積極的だったんですけれども、庁内の反対というよりは、人数とこれまでの経緯の育成、さっきの市街化区域の問題と一緒に、過去のつけをいきなり払えないので、というそこが一番大きな課題です。最大限頑張ってもそうなっているということです。

それと、あと課題ではないんですけれども、まだまだ、随分よくなっていますけれども、風土的にやはり女性の遠慮みたいなのがまだ、さっき言いました風土、文化でゼロではない。これは男性の方にもまだ暗黙の意識の中には、悪い意味じゃなしに、まだ双方に男性と女性に対する暗黙の了解みたいなものが根っことして残っている。これをやはりきっちりやっていくことかなと思います。

それと、市役所じゃないんですけれども、広く言うと、今女性も問題なんですけれども、日本全体がなえているので、男性の30代40代の人たちの状況も大変なので、今回女性活躍とは打ってありますけれども、やはり男性も含めて、男性が元気ないですから。そこも含めてやらないとだめなのと、ちょっとトピックスで今日の朝のニュースで聞いていたら、今、ノーベル賞で、大村先生と梶田さんですか、行っていますけれども、今日梶田さんのコメントを報道していました。すごい内容だと思ったんです。

今研究費はぎりぎりなので、これからの研究者がなえてしまって育たないと。一方では、

いろいろなところで何百億円とか、今日も何か何百億円とか言っていました。でも、ああいう人たちがストックホルムに行って、もう研究費とかいろいろな制度は抑えられているので、研究が続かないと。もうなえているというコメントが出ていました。ピカピカの人があんなことを言っているわけで。これからノーベル化学賞をとれるような人が出てこないというようなメッセージだったので、これは私はすごいことで、いやこれからもどんどん続いていきますというコメントだったらいいんですけども、先輩の研究者の名前を挙げて、十数年前にとられて、そのおかげで今あるけれども、次は厳しいという。

だから今の活躍という裏に隠れている日本の現状も、やはり直視しないといけないかなというふうに思います。

市役所はそうならないように、ぜひみんなで頑張っていきますので、ご支援をお願いします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、梶山議員の再質問の、教師が子どもと向き合う時間が確保されているかという質問にお答えをさせていただきたいと思います。

2、3カ月ほど前だったでしょうか、世界の教師の労働時間のことが新聞にも出ておりましたけれども、日本の教師の労働時間というのは非常に長時間になっているという、そんなデータが出ております。実際、学校現場を見てみますと、1時間目から6時間目まで教師は学習指導を行っております。休み時間、あるいは給食、掃除の時間には子どもと一緒に活動しながら、子どもと、向き合っているというものの、いろいろな仕事も入っておりますので、なかなか多忙を極めているところでございます。

さらには、今、子どもを取り巻く問題が非常に山積しておりますし、また保護者からのいろいろな訴えもございます。それにも対応していかなければならないといった状態の中で、子どもと向き合う時間が確保されているかといえ、これは正直申し上げまして、私は十分確保されていないと、そのように考えております。

非常に守備範囲が広がっている中で、今、財務省では3万7,000人の教師の削減を図ろうとしております。こういった問題を考えますと、本当にうまく学校は機能するかと、そういう心配もございます。3万7,000人を縮減するなら、学校の守備範囲をもっと狭めないと、これがうまく回っていかないんじゃないかなと私は思っております。

明るい話題としましては、チーム学校ということで、先ほど岩井議員の方からもありましたけれども、部活動の指導といったようなことで、学校に外部の指導者を入れていこう

とか、あるいはSSWを各学校に配置しようとかいったようなことが、案として出されておりますけれども、それが本当に制度として確立するかどうか、楽しみにしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 梶山議員の引きこもりに係ります再質問に対してお答えをいたします。

厚生労働省の推計によります26万世帯に対する野洲市の数でございますけれども、引きこもり存在率というのがございまして、これに基づき野洲市で計算をしますと、106世帯ということになってございます。それから、市の現状といたしましては、現在、今年度になりまして、相談対応させていただいているのは20人おいでになります。この方々への対応といたしましては、取り組みといたしましては、本人への面接が可能となって、家庭訪問や相談支援をしている方が半数おられます。また、その他の方々につきましては、スマイルへの参加や障害者職業センターへの通所者もおられますし、作業所へ通所していただいている方、一般就労をしていただいた方等もおられるような状況でございます。

市の現状と取り組みというようなことでお答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 梶山議員。

○16番（梶山幾世君） お答えいただきまして、理解できました。

もう質問はいたしません、私もいつも総合相談窓口で感動していることで、党の視察に見えたときに、党が視察に見えると党で対応ということで、担当課が説明できないということかわりをさせてもらえらる中で、この1枚のチラシが添付されております。「あなたの暮らしをサポートします」というこのチラシなんですけれども、いろいろな内容が書かれておりまして、「聞かせて下さいその悩み、話して下さいその思い」というテーマなんです。これで、総合相談窓口の方は、本当にそういう思いで、「おせっかいの野洲市」ということでも、生水さんが何回も講演をなさっておりますけれども、本当におせっかい過ぎるほど掘り起こしに徹底して、そういった悩んでおられる方を一生懸命探して取り組まれている、そういうことに私も非常に感銘いたしておりますが、この引きこもりの方も、しっかりと悩みを訴えていただけるように、私も間に入って支援をしていきたいというふうに思いました。

最後に、来年の4月には、障害者差別解消法が施行されて、またこの点につきましても、

さまざまな障がい者、いろいろな障がい差別に関することに取り組まれていくと思いますが、そういった点も踏まえまして、私はこの野洲市民の皆さんが本当に、どんな方も安心して安全で、そして本当にお一人ひとりが輝いて生活できる明るい野洲市を目指していきたいと思っておりますので、行政と一体になって取り組んでいきたいと思っておりますので、この点を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。再開を、午後1時とします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） 14番鈴木でございます。まず質問に入る前に、過日、天声人語の中で、批評の神様と呼ばれた小林秀雄が、政治家に対する姿勢を天声人語の中で述べられておられました。その一つとして大まかに簡単に申し上げますと、「政治とは崇高な仕事であり、政治家とは人々を導く偉人であるといった考え方を、彼はとらない。彼の考えでは、政治とは事業であり、みんなで社会をつくり、うまく生活していくための方法に過ぎない。また、彼は、政治は1つの能率的な技術となった方がいい。また、政治家は社会の物質的生活の調整に当たる技術者であればよい。また、大臣という存在を才能ある事務員として表現しておられます。そしてまた、平成28年6月の参議院選から選挙年齢が18歳以上に引き上げられるということで、今後の主権者教育のあり方が問われる」というような問題も提起されておられます。というのは、批評の神様と呼ばれた小林秀雄の論評でございます。

さて、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく分けて2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、アレルギー対策についてお尋ねをしたいと思います。

現在、日本人5人に1人は何らかのアレルギーの病気を持っているとされ、アレルギーという言葉も、日常的に使われています。私は、現野洲病院にはアレルギー外来がないということを認識しております。また、新病院ができたときに、アレルギー外来を期待しておりましたが、非常に残念な結果に終わりましたことを、私は思っております。

また、今回の一般質問の要旨を見ておりますと、あり方検討委員会等に参加していただ



いている見識ある先生方の表現を、御用学者として位置付けられておられる議員さんもおられますので、この件に関しても非常に残念で、見識ある先生方に対して本当に失礼な表現だと私は思っております。

さて、私たちの体には、外部から入ってくる細菌やウイルスなどの異物、抗原（アレルゲン）を攻撃したり排除したりして、生体を守る動きが備わっています。これを免疫と呼んでいます。免疫は生体防御機能の一つとして重要な働きをしています。時として、普通ならばそれほど害のない抗原（アレルゲン）に過剰に反応し、せきやたんなどの呼吸器症状や皮膚炎症を起こします。代表的な疾患としては、気管支ぜんそく、アトピー性通年性鼻アレルギーや、花粉症などが起こります。アレルギーの病気の発症には、アレルギー体質またはアトピー要因と呼ばれる遺伝的な体質が加わっております。これまで気管支ぜんそくやアトピー性皮膚炎は、子どもに多い病気で、成長と共に改善することが多かったということです。

つまり、アレルギー反応というのは、年齢と共に弱まっていくのが一般的であったが、最近では成人になっても改善されず、新たに発症するケースが目立っております。成人のアレルギー疾患増加の背景には、体質だけでなく、食事や住環境、大気汚染といった社会環境の変化が影響すると指摘されております。

その中で、アレルギーの方の特徴というのがあります。このアレルギーの方というのは、Ⅰ類からⅣ型までございます。Ⅰ型というのは、外来物質、室内のほこり、ブタクサ、卵、ペニシリン等がございます。これはアレルギーの原因です。Ⅱ型といたしましては、細胞、赤血球、顆粒球、球体基底膜、Ⅲ類型としては、外来物質によるものです。Ⅳ型としては細胞及び外来物質、結核菌、腫瘍等によります。また、アレルゲンの種類といたしましては、室内のごみ、布団の中のダニ、動物の羽、細菌などでございます。また、花粉、草や木の花粉、またカビ類、その他としては、また教育関係で質問をしたいと思いますが、というのは学校給食に出されておる食材でございます。その中で、そば粉、小麦粉、動物の飼料、おがくず、きのこの胞子など、さまざまなものでございます。そして、植物性抗原といたしましては、牛乳、鶏卵、魚介類、肉類、野菜類、豆類、穀類、果実類などが含まれております。

これだけの多くのものがアレルゲンの種類の中に入っておりますので、当然学校給食等では出されるものについては、非常にご苦勞をされているというようなことを私は思っております。本当にご苦勞だと思います。

そして、接触混入といたしましては、これは薬物、化学物質、化粧品、塗料、衣類などでございます。薬物混入といたしましては、血清、ホルモン薬、抗生物質、鎮痛剤、解熱剤などがございます。

このような多くのものが含まれておる中で、このことを踏まえて、順次質問をさせていただきます。

まず、アレルギーで起こる病気と予防対策について、ソフト面とあわせて今度はお伺いしたいと思います。

一番目といたしまして、アレルギー性結膜炎というのはどのような症状で、どのような対応をしていけばいいのか、お尋ねをいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 鈴木議員のアレルギーの関係に係ります、まず結膜炎についてのご質問にお答えいたします。

結膜炎は、症状としては目のかゆみ、異物感とか充血、なみだ目、ヤニなど、患者さんの85%が花粉が原因のアレルギーというふうなことでございます。花粉が原因のアレルギー性結膜炎と推計されています。治療といたしましては、抗アレルギーや副腎皮質、ステロイド、のみ薬等が処方されます。予防としましては、花粉やハウスダストなんかのアレルゲンをなるべく取り除くことが必要と、このようにされています。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） アレルギーで起こるさまざまな病気について大きく分けて12に分けて質問をするということですが、まず1点目をお聞きいたしました。

アレルギー結膜炎、これは当然よくあることでございますし、症状としては、ただいま部長の方がお答えになったような症状で、対策といたしましても、さまざまな対策があるかと思いますが、それと同時に、次に入りますが、アレルギー性鼻炎、これはほこり、かび、孢子、花粉、動物のふけなどが含まれております。これは気管支ぜんそくも同じようなことが言えますが、このアレルギー性鼻炎に関しましては、終戦後、早く木が大きくなるということで、杉の植林を終戦後にいたしました。杉の植林を。その後杉が成長いたしまして、30年、40年、今は戦後70年ですか、それだけの年月がたっております。

今、杉の木が本当に成長期に達しておるといようなことでございます。今の杉がそこまで成長したという要因の中には、杉の孢子が物すごく飛散しているということで、これ

はアレルギー性鼻炎、さまざまなアレルギーに関することが発生していると思います。

そうしたことで、このアレルギー性鼻炎の予防と、そういう予防と対策、そうしたことをお答え願えますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） アレルギー性鼻炎でございますけれども、議員のお話にありましたように、鼻水、鼻づまり等が出てまいります。治療といたしましては、噴霧器の吸入でありますとか服薬、点鼻剤等で症状に合わせて対応をしていただくというようなことになってまいります。予防といたしましては、できるだけそういう花粉等に原因となるものを吸収しないというようなことになってくるかと思えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 最後にお尋ねしますが、そういうような要素のあるものを吸入しないようにするには、どのような手だてをしたらいいんですか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 済みません、私どもは一般的なことで考えますと、マスクなり、目ですとゴーグル等でございますけれども、私どもの方で健康福祉部としましては、個々まで私も承知しているわけではございませんので、この程度でお答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 私もドクターでありませんし、当然行政の方もそういう認識は少なからうと思ひまして、この1項目から11項目にわたって、質問用紙で私は提出しております。だから用紙に対策と予防ということで、ハード、ソフト面とあわせて回答していただけないかという形で出しております。私の言うてるのは無理かもわかりませんが、質問用紙でこういうように出しておりますので、万が一わからなかったら、「私はドクターじゃありませんからこれは答えられません」と、先にもって言うのが当たり前でしょう。違いますか。こんなもの簡単ですよ。これぐらいのことに回答するのは。パソコンで開いてごらんさいな、ぽんぽんぽんと入力して。こんなもの簡単に出来ますやん。

この質問をするのは私は間違いですか。間違いだったら間違いや言うて下さい。だから私が最初から申し上げていますが、一般的に5人に1人は何らかのアレルギーがあるということを、まずもって言うてます。今度新しい病院ができれば、アレルギー外来ができ

るのを楽しみにしたけれども、病院がボツになった。これも非常に残念だと。私が質問をしているのは間違いですか、これは。間違いやったら間違いやと言うて下さい。私は質問をやめますから。ごく一般的なことを私は言うてるんです。違いますか、アレルギー性鼻炎、気管支ぜんそく、こんな子どもらによい起こって、お父さんやお母さんはこれを処置されている問題です。例えばアレルギー、気管支ぜんそくでしたら、これはアレルギーの中で当然内因子として出てくるのが、気管支ぜんそくです。外因子として出てくるのが、アトピー性皮膚炎です。そんなことはもうおわかりだと思って、私はこれを、通告書を出してるんです。あなたたちをほんまに責めるということは、私は決してしたくないです。

例えば学校の問題にしても、アトピー性皮膚炎の子どもがたくさんおられます。だからそういうことについての学校教育の現場とあわせて私は質問をしているつもりなんです。これは間違いですか。だからこれはごく一般的なことです。保健所に電話をしたらすぐに回答もくれます。野洲病院の先生にこんなぽっと出したらすぐにくれますわ。違いますか。

私の質問用紙が間違いでしたらどうして早くから「これはできません」と言ってこられないんですか。お答え願います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 今、ご質問をいただきましたので、予防、治療なりは私がお答えをさせていただいて、今のアレルギー性鼻炎については一般的な予防としてはマスクだということをお答えさせていただいたと思っておりますが、ご質問の点をお答えはさせていただいたところです。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それで、時間がありませんから、あとの3番から11番の予防と対策について、お願いできますか。私は一々もう言いませんから。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 3番目の。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時19分 休憩）

（午後1時20分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、3番から11番まで、急いで質問いたします。

まず3番目は気管支ぜんそく、4番目はじん麻疹、血管浮腫、5番目はアレルギー性気管支炎、6番が肺アスペルギルス症、7番血清病、8番アナフィラキシーショック、10番消化器アレルギー、11番接触性皮膚炎、についてお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） まず気管支ぜんそくにつきましては、気道の慢性的な炎症により発作により、せきといったぜん鳴を伴う呼吸困難を繰り返す病気で、重症な発作の場合には死に至ることもございます。治療といたしましては、ステロイドの吸入薬が有効とされていますし、予防といたしましては、日ごろから予防薬を服用し、こまめな掃除や禁煙なども必要となっております。

じん麻疹、血管浮腫の症状は、皮膚が地図上に盛り上がり、かゆみを伴う、もしくは急に唇やまぶた、顔面が膨らむなどがございます。解熱消炎鎮痛薬を服用してそのような症状が表れた場合は、緊急受診する必要がある場合がございます。予防といたしましては、原因となる医薬品の特定を行い、原因物質を退けることがございます。

アレルギー性気管支炎は、気管支に炎症が起き、気管支や気道全体が腫れ、呼吸がスムーズにいかずに乾いたせきが見られます。治療といたしましては、抗アレルギー剤、気管支拡張剤などを使ってせきをとめます。予防といたしましては、毎日の手洗い、うがいと、禁煙、煙草を吸わないこと、日ごろからこまめに掃除をし、刺激の強い食べ物は避けることなどが挙げられます。

肺アスペルギルス症はでは、カビの一種であるアスペルギルスにより発症するもので、ぜんそく患者に発病することが多く、症状も治療も気管支ぜんそくと同じでございます。

血清病では、発熱、関節痛、リンパ節腫脹、発疹が主な症状でございます。蛇毒、ボツリヌス中中毒、ジフテリア、破傷風など、抗血清の治療をした後に発症し、大半は数日で症状が消えるとされています。ステロイド治療等がされる場合がございます。

また、8番目にありますアナフィラキシーショックは、アレルゲンを取り込んでから2時間以内に全身性にアレルギー症状が出る反応で、複数の臓器に重い症状が表れ、血圧低下や意識障害などショック症状が見られます。アナフィラキシーショックの大半の原因は食物ですが、他にも医薬品や昆虫、天然ゴムなどがあります。治療は、意識障害など重症の場合、意識や呼吸状態など観察と救命処置が行われながら医療機関への搬送を急ぐとされています。なお、アドレナリン自己注射製剤（エピペン）を携行して即座に注射等が行われる場合があります。予防といたしましては、原因が食物の場合は除去が基本ですし、

食物経口負荷試験で原因食品の特定と摂取可能な量を把握することが大切となっております。学校給食では、献立表対応や弁当対応、除去食、代替食によって完全除去を基本とされています。

アトピー性皮膚炎は、かゆみの湿疹が顔や間接に多く表れ、ひどくなると全身に広がります。かゆみは繰り返し、治療によって症状のコントロールが必要となります。予防といたしましては、原因物質を取り除き、皮膚を清潔に保つこととされています。

消化管アレルギーでは、食べ物が原因で吐き気、嘔吐、じん麻疹、かゆみ、むくみ等が症状として表れ、治療としては、必要最低限の食物除去と薬物療法でございます。予防といたしましては、原因の食物を摂取しないこととされています。

接触皮膚炎とは、特定の物質にかぶれを起こすことで、原因物質は食物、金属などです。治療としてはステロイドを外用薬として、抗ヒスタミン・抗アレルギー薬の服用などでございます。予防といたしましては、原因物質にふれない等ということで、概要を説明させていただきましたが、私どもは医師ではございませんので、以上、調べた中での一般的な症状なり予防ということで、お答えをさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。今症状並びに予防ということで、回答をいただきました。ありがとうございます。

何回も言いますが、5人に1人は何らかのアレルギー反応を、アレルギーを持っているということでございますので、行政としても、これらの総体的な予防対策を市民にどのように周知されるのかというような方法論があればお答え願えますか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 方法論というか、一般的にはいろいろなニュース等で行われているかと思えますけれども、例えば私どもの方で所管しております健康推進課の方で行っています乳幼児健診などで、お子さんの方でそういうような症状があった場合には、受診等を勧めるなど等を対応としてしているところでございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） やはり多くの方がこのアレルギーという症状を持っておられるので、行政としても市民にこうしなさい、ああしなさいというような予防と、そういうことの啓発を、やはり乳児の健診だけじゃなしに、いろいろな方面で周知をしていただく。

そうすると、1人でも2人でもそのことにしたがって、アレルギーから若干守っていけるというようなことも考えていただきたいというようなことを思っております。

この件はこれぐらいにしておきます。時間の都合もありますので。

次に、アレルギー性疾患に関連して、市内の保・幼・小・中学校の実態と対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、1番目として、子どもたちの心のケア、それについてどのような取り組みをされておられますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、保・幼・小・中学校の実態と対策についてお答えをさせていただきます。

最初に、公私を問わずアレルギー園児・児童・生徒の掌握につきましては、アレルギーの具体的な症状やかかりつけ医などが記入できる学校生活管理指導表を毎年保護者から校・園に提出され、対象となる子どもの把握をしております。特に学校におきましては、アレルギー性結膜炎、アレルギー性の鼻炎、それから気管支ぜんそく、アナフィラキシーショック、アトピー性皮膚炎、そういったものが主なものでございますので、そういったものを書き込んでいただきます管理指導表を提出していただいているところです。現在のところ、今年度は園児が53名、児童が46名、生徒が15名の、合わせて114名がこの管理指導表を提出いただいているところでございます。

そういった前提に立ちまして、まず心のケアの問題ですけれども、アレルギー性疾患のある子どもは、自分自身について悩んだり、人間関係に傷ついたりしたときには、その子の気持ちをしっかり受けとめ、はじめの一步を踏み出せるよう励ましたり支えたりして、学校・園で安心して過ごせるよう、発達段階に応じて必要な対応をしているところでございます。

また、他の児童・生徒の理解を得ることも必要であることから、当事者、それから保護者の意向を踏まえて、アレルギー症状について子どもたちに説明をすると共に理解をさせて、お互いが尊重し合える関係が築けるよう配慮をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ただいま管理指導表に基づいて114名のアレルギーを持っておられる子どもというところで報告いたしました。例えば中学校に入ってくると思春期

に差しかかるわけですね。すると外因子で出てくるアトピー性皮膚炎、外因子というのは外から出てくる。例えば顔とか露出部分にそういうものが出てくる。そうしたときに、その子どもたちは思春期だから、どういうんですか、やはり恥ずかしいという気持ちがあるわけなんです。先生もおっしゃったように、その部分はいろいろな部分でケアしていただいているということをお聞きしましたが、そういうことについての事例はございますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 私の方にはそういった体の表面に、特にアトピー性皮膚炎で表れて大変だといったようなことは聞いてはおりませんが、もしそういった生徒がいるようでしたら、もちろんこの管理表に基づきながら、当然家でもきちっと外用薬を塗布されているわけですが、学校でいろいろなストレスがたまって発症するといったようなことがありましたら、これは当然保健室の養護教諭のところに相談に行って、そこで体に保湿剤を塗るとかあるいは今のような外用薬を塗布するとかいったような手だては、当然されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 次に2番目の日常の学校生活での対応、これは学校給食も踏まえての対応ということで、学校生活ですから給食も当然入ってきますので、その辺も含めて、私が先に申し上げました、いろいろなアレルギー関係の食材、こういうものについて学校給食現場ではどのような給食を提供されているのか、詳細がわかればお知らせ願えますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まずは日常の学校生活での対応でございますけれども、アレルギーへの教育、研修体制といたしまして、保育園、幼稚園におきましては、「アレルギー対応ガイドライン」の活用とか、商品名でございますけれども、「エピペンの使い方マニュアル」を資料として教職員研修を行っております。

小中学校につきましては、ガイドラインに基づきまして、産業医の助言も受けて、食物アレルギー、アナフィラキシーショック出現時の緊急対応要項を作成いたしまして、教職員への周知徹底を図っております。

いずれにしましても、教職員が各疾患の特徴を知ること、それから同じ疾患の児童・生徒であっても、個々の児童・生徒で症状が大きく異なりますので、個々の児童・生徒の症



状等の特徴を把握すること、症状が急速に変化し得ることを理解し、日ごろから緊急時の対応への準備を行っておくことが大切であると考えております。

特に、今給食のことでお尋ねでございますので、給食につきましては、家庭用献立表と共に特定の原材料、アレルギーを表示した配合表を各家庭に配付をしております。保護者がその配合材料名を確認できるようにすることと、誤ってアレルギーを食さないよう、個々の管理指導表に基づき、保護者と学校で連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 特に給食は、以前子どもが食べてそのアレルギーが原因でショックを起こして重体になったというようなことも新聞報道でされたこともありますので、学校給食の分については、大変、先ほど私が申し上げました分類表を見ても、そのようなものが含まれておりますので、慎重にこれから取り組んでいただきたいという思いでございます。

それと生徒指導も含めて今お答え願いましたけれども、今度は体育系生徒のケア、体育系といっても体育系だけじゃなしに例えば体操の時間とか、その後のケアです。当然シャワーも何もあらへんわけやから、だからアトピー性皮膚炎の場合はその後のケアというのが物すごく大事なんです。後のケアね。だからそういうケアというのはどのようにされていますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 体育会生徒のケアでございますけれども、体育の授業や部活動におきまして、運動によってアレルギー症状を誘発する児童・生徒には、これは予防対策としまして、運動制限をかけ、運動を自粛させる場合がございます。その後、もし症状が出ていないで運動した後どうしているかというケアの部分でございますけれども、汗拭きタオルなんかを持ってきておりますので、汗拭きタオルで体を拭いたり、学校によって実態はわからないんですけれども、夏場でしたらシャワーをあびて汗を流すという取り組みも行われているところがあるんじゃないかなというふうに思いますが、ちょっと市内の実態は私は把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） そしてまた、授業中の対応、例えばアトピー性皮膚炎の子ども

というのは、夜はなかなか寝ないんです。かゆくて。布団の中に入ったらかゆみが出るから。夜寝ないんです。朝方寝よるんです。必ず朝は遅刻して行ったりする子が多いんです。夜は寝られない、朝はすっと寝よるだけだから、そういう子どもが中にはおられるということです。そういう子どもたちは、例えば授業中になって、暖房なんかがきいてくると、またかゆみが出てきて、どういうんですか、落ち着いて授業が受けられないということがあるわけなんです。現実にもそれを確認しておりますので。そういうようなときに、授業中にアトピーの子どもがそういうようなことになった場合、先生としての対応はどのようにされているんですか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員ご指摘のとおり、アトピー性皮膚炎の子どもは、少し部屋が暖かくなったりとか汗をかいたりといったようなときによく発症をすることがございます。学校といたしましては、子どもをしっかりと見て、子どもの体調が少し変だなというふうに感じたら、常に子ども自身が教師に伝えるように、また周りの子どもが、先生に伝えるようにはしておりますけれども、特にアレルギー性皮膚炎だけに限って申し上げますと、やはりこれは家庭との連絡をとっていかなければなりません。先ほど申しました管理表にもアレルギー性の皮膚炎、アトピー性皮膚炎ですね、ごめんなさい。アトピー性皮膚炎の場合ですと、この薬を毎日塗って下さいとか塗ってますというような報告もございますので、もしそういったことができていなければ、やはり家庭にきちっとお伝えをして、薬を塗って下さいという呼びかけはしていかなければならないだろうなど、そんなふうに思っております。

それから、そういった薬を塗っていても発症する場合もございますので、これは養護教諭と連携をしながら薬を持参しておれば、そういった外用薬を塗るとか、あるいは保湿剤を体に塗ってあげるとか、そういった処置もできるだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ありがとうございます。野洲病院の診療担当医一覧表を見させていただいても、アレルギー外来というのがないんです。先ほど申し上げましたように。今後、5人に1人が何らかのアレルギーの病気を持っているということですので、野洲市民はたくさんのアレルギーをお持ちの方がおられますので、野洲病院にもアレルギー外来を開設していただくようなことをお願いしていただきますよう、要望いたしまして、アレ

ルギーに対しての質問を終わります。

次に、大津湖南幹線の早期開通についてお尋ねをいたします。

湖南地区に暮らす住民にとって唯一の交通手段である湖南幹線、野洲市民、特に旧中主町の方々にとって、生活道路として最重要課題とも言うべき幹線道路であります。また、沿線における沿道サービス等、さまざまな文化が生まれることは言うまでもありません。野洲市としても早急に着手し、新たなまちづくりを目指していかなければならないと考えます。

また、平成24年2月に国道8号バイパス期成同盟が今の山仲市長を先頭に立ちあがっていただいて、平成35年には国道8号バイパスが完成するといううれしいニュースを賜っておりますので、この湖南幹線の早期開通に向けても頑張ってくださいと思います。

以下の線区、工区については整備済み、あるいは供用開始がされております工区については、大津草津線、これは近江大橋を含んで6,100メートル、これは整備済みです。砂川第1工区1,090メートル、これは平成22年11月に供用開始、砂川第2工区2,033メートル、平成22年12月に供用開始、十里工区672メートル、平成25年3月供用開始、大門工区1,066メートル、平成27年3月供用開始、金森工区760メートル、平成27年3月供用開始、下之郷工区930メートル、平成27年3月供用開始、播磨田工区1,100メートル、平成27年3月供用開始、川田工区におきましては1,200メートル、これは河西小学校をコントロールポイントとして現在対面方式による2車線供用開始になっております。

そこで、次の未整備、というのは、野洲の部分の3工区についての課題をお伺いいたします。

まず野洲川工区900メートル、橋梁部330メートルと含んでどのような工程でされるのかお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） それでは、鈴木議員の2点目の大津湖南幹線早期開通についてのご質問にお答えをいたします。

まず野洲川工区についてでございますが、今年度において橋梁予備設計及び堤防の安全性照査を実施していただいているところでございます。平成28年度に橋梁の詳細設計を発注予定していただく予定でございます。

課題といたしましては、橋梁の概算工事費を南部土木事務所において、これは平成13

年時点ですが、約32億円と算出されております。これも平成13年度いうと今から約15年前の概算事業費になります。そういったことで、これより安く施工ができるとは思いません。

そういうことで、事業費の予算確保が最大の課題になるのではないかなど、こういうふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今、野洲川工区の橋梁部330メートルについて、橋梁の南部土木事務所の平成13年度の積算では32億円という事業費が示されておりましたが、その後、平成29年、30年として、この32億円はこれは別として、今後の平成29年、30年の事業計画等はおわかりですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 野洲川工区、いわゆる橋梁工事の今後のスケジュールということでございますけれども、平成30年度から下部工に着手をいたしていきたいと、これを約4年間かかります。その上で、上部工事2年の工期で、国道バイパスに合わせて36年琵琶湖国体が開催されますので、平成35年度末を供用ということを目指して、今、事業を進ませてもらっているところです。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） ぜひともその計画どおり、平成30年度には下部工に着手していただいて、これだけでも4年かかるわけですから、この上が2年ということでございますので、平成35年末の完成を目指すという心強い回答をいただきまして、私もひと安心しております。国道8号バイパスを、私は同時開発をすれば、これほどめでたいことはないと思いますので、ぜひとも努力していただきたいと思います。

次に、比江工区です。比江工区が800メートルあります。ここがどのようなスケジュールで進めていかれるのか、わかり次第回答を願えますか。わかり次第。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 2点目の比江工区についてであります。用地測量を昨年度までに終えております。地元の要望等を踏まえた詳細設計の確定作業を実施しているところでございまして、これにつきましても、課題も通告に言われていますので、課題と

いたしましては、住居移転の地権者3名のうち2名の移転先の代替地が農業振興地域となっていることから、農振除外が課題になるというところでございます。

スケジュール的には、今現在住居移転が生じる地権者との代替地を含めた用地交渉を今進めている最中です。この辺につきましても、この27年度中に何とかきりをつけていきたいというふうに思っているものの、やはり相手がございますので、そういった意味では28年度にまたがった形での交渉になるかなと、こういうふうにも思います。

28年から29年にかけて、そういった形でこの居住移転者の交渉を今やっております。農地等についてはまだ一切手をつけておりません。そういった形では、28年度から29年度にかけて農地部分あるいはその他の物件も含めて交渉、用地交渉に入りたいというふうに考えているところで、平成29年度には、いわゆる比江と木部間、木部工区と申しますが、そういった工事の着手を29年度からかかっていたいというようなことで、南部との協議を終えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 2名の方が代替地として求めておられます。そこは青地であって、これは青地を除外していかなければ移転が進まないということでございますが、この予定はどれぐらい時間がかかるものですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 農振除外申請につきましては、年2回というふうに承っております。6月と12月に申請ということで、年2回ということは、許可をいただくまでに約6カ月かかるということになるかなというように思います。そういった意味では、先ほどのお二人の農振除外の申請を、1人についてはこの12月に何とか上げたいという思いで今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） それを含めて、比江と小比江の地区において、農道新設の要望等は出ておりますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 何の問題ですか。もう一度お願いします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 今の湖南幹線の道路を、法線を確定してやっていくには、今現在ある農道の移設をしていかなければならないということで、比江とか小比江の皆さんが農道をどうしてくれるんやというような要望が出ておると聞き及んでおりますが、その辺の対応はどうなんですかということをお聞きしています。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 農道の復元といいますか、現在の道路というものがなくなる部分については、側道というか、耕作道というものができます。ただ、木部からいわゆる比留田方面、野洲中主校ですね、あそこについてはそういった要望の話は今のところ聞いていません。小比江地先ではそういった形で側道、いわゆる耕作道、そういったものはお聞きしておりますので、そういう検討も今あわせて最終用地交渉をするまでには決定はしていきたい、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 日野川まで延長を持っていくとすると、さまざまな要因があると思うんです。その辺については、今回答いただいたご苦勞については感謝を申し上げたいと思います。

それから比留田地区1，500メートル、これは家棟川との関連もありますが、日野川までの延長を平成35年度中の実現可能性について、どのようにお考えですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 3点目の比留田工区ということでございますけれども、一応農地部分は既に入収済みで残る宅地部分等については、事業着手後、いわゆる川田工区から木部工区までの供用開始後、先ほど申し上げた35年です。35年以降に入収をしていこうということになってございます。今も言われましたように、課題といたしましては、野洲川、日野川の大きな2つの川がございまして。そういった河川をどのような構造の橋梁で超えるのか、また、日野川より先線の近江八幡、あるいは彦根方面の法線がまだ確定しておらないというふうに聞いております。そういった意味で、今後の日野川までの延長、いわゆる35年度の実現というような可能性についてはございますが、あくまで今申し上げましたように、野洲中主線までを35年を目標に進めていることから、平成35年度中の実現の可能性はないというふうに思います。

ただ、引き続き、整備をしていただけるように、滋賀県へは要望をしまいたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） そうすると、今の回答では、野洲中主線までが35年というようなことで、判断していいわけですね。その先についてはまだ未定やということですね。その先というのは当然家棟川、日野川、八幡、彦根方面についての法線はまだ決定していないというようなことですね。

もう一つお尋ねをしたいと思いますが、この野洲川工区900メートル、橋梁部分はこれは別といたしまして、この道路構造がおわかりでしたら示していただけませんか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 野洲川工区の道路幅員につきましては、24.8メートルの幅員で、一応4車橋でございます。詳細につきましては、車道が2車の3.25メートル、1車3.2メートル、3メートル25です。これが2車。そして中央的に中央分離帯というような考え方の施設が約1メートル。同じように2車で、今申しあげました3.25メートルの2車がございます、歩道が3メートル50です。右折シフトと交差点が平面になりますので、そういった部分については、少し右折シフトラインがふえるので幅はふえると、こういう横断計画になってございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） そうすると、幅員が24.8メートルでこれは4車線ということですね。車線が3.25メートルで、これは片側2車線ですね。中央というのは、これは中央分離帯というように考えたらいいわけですね。これが1メートル。1メートル。間違いだったらまた言うて下さい。対向部分が3メートル25、これが2車線。歩道が3メートル50、これは両側歩道と解釈していいわけですか。両側歩道、これが3メートル50ですね。右シフトライン、これは当然シフトでふえてくるというのは、これは私も理解しているんですが、このシフトラインというのは何か所ありますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 私もまだ木部工区といいますか、そちらの方の詳細図面がまだできておりませんので、はっきりは申しあげられませんが、右折シフトとしては今の守山中主線の交差点ができます。そして、辻町小比江線、いわゆる湖南病院のあの通りです。あそこもできます。あと野洲中主ぐらいかなというふうには思いますけれども、ま

たこの交差点の右折システムができる図面ができ次第、説明はさせていただきたいと思えます。

それと、少し訂正をさせていただきたいんですが、先ほど幅員の中で、中央が1メートルと申し上げました。これについては右折シフトをとった場合、中央の分離帯が1メートルということで、右折シフトがない部分についての中央の分離帯は2メートルでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） シフトライン以外のところは、中央が2メートルということですね。シフトラインのところは1メートルということですね。これは道路構造についてお尋ねしたわけですが、ちなみに橋梁部の330メートルというのは、どのような幅員並びに歩道ができ上がってくるわけですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 車道が同じ角度で来るといいますし、今も申し上げましたように、橋梁部分についても24.8メートルという幅員になってございますので、両側歩道というふうに認識はしております。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） そうすると、中央分離帯も同じ考え方でいいわけですね。わかりました。

今まで比留田工区まで35年度中の実現可能性ということで、質問をさせていただいておりますが、これはどうなんですか。県のことを聞いてもちょっとわからんと思いますが、県の財政的なものは、どのように県としては考えておられますか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） なかなかその辺までは私どもも要望はいたしておりますけれども、内々的にどれだけの予算を確保していった整備計画をつくるというような段階まで詰められてはおりません。

ただ、先ほどからも申し上げていますように、やはり国体前の供用というのは県の方からも言うていただいております。そういった中では、やはりこの道路事業をいかに交付金、いわゆる補助金、そういうものの確保をしていただきながら整備していただくことしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。



○14番（鈴木市朗君） いずれにいたしましても、県の財政が伴う事業でございますので、市としてもさまざまな要望活動というんですか、その辺をやはり積極的に行っていたいて、国道8号バイパスと同時開通ができるような、そういうようなスケジュールを今後望んでいただければ、野洲市民にとっても交通の利便性というものについては、最大限効果が出てくる事業だと思いますので、ひとつよろしくご努力をお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第12号、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番稲垣です。質問内容が多いため、若干早く発言いたします。ご理解下さい。

さて、私は市民への選挙公約として、本市の財政力をこれ以上悪化させないこと、そして局地的でない永続的な中核的な医療機関の維持のため、現民間野洲病院の診療継続を掲げてまいりました。議会ごとに、市長案の90億円に迫る新野洲市立病院整備に対し、現民間野洲病院への、仮でしたが約10億円前後の金融支援により耐震化を行い再生させる対案、その他100問を超える質問を行ってまいりました。今後も、市長案型の病院整備に賛同しなかった者は、病院不要論者という悪意のある政治宣伝に臆することなく、中核医療機関としての現民間野洲病院の存続に全力を尽くすことを表明し、一般質問に入らせていただきます。

それでは、副市長の選任について質問させていただきます。

現在本市においては市長と議員側の対話不全が常態化しています。これを回復し、野洲市の行政執行を円滑に進めるためには、議員側との折衝、対応に当たる副市長の存在は必要不可欠であり、以前に増しても重要度を増しています。副市長の選任の意思の有無について伺います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の副市長の選任の意思の有無についてのご質問にお答えします。「あり」です。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっと聞こえなかったんですけども。

○市長（山仲善彰君） 「あり」です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 市長は過去にも同様の答弁をされていますけれども、いまだに選任されていらっしゃいませんが、それは副市長を必要しないということと同様と市民には

映ると思うのですが、再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そんなことは思っていないです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 平成28年度から平成32年度までの野洲市の財政収支見直しを見ると、大幅な財源不足が予想されており、市政運営を強化するため、副市長を選任し、この難局を乗り切るべきだと考えますが、市長が副市長を選任しない理由、意図を総務部長ご自身としてはどのように考えていらっしゃいますか。所見を伺います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 総務部長の立場で、お答えできるものではないと思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 総務部長という立場でお答えになるのは難しいと察しますが、それでは一野洲市民としてはどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） この場で野洲市民としての意見を述べるものではございません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 現在の野洲市政の混とんとした状況の一因に、副市長の不在によるところは否定できないと思います。真剣に野洲市のことを考えて、行政執行体制を構築することに今後の重要課題を考えると、猶予はそれほどないと思います。過去の施政方針にも、副市長のことは一言もありませんが、そもそも優先順位の低いことは疑問がありません。この点について伺います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと質問の趣旨がわかりません。論理が通っていません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 副市長は市長を補佐する役割であると思うんですが、副市長不在で市長1人でこれまで市政を担ってこられました、それは独善的になっているとは思えないでしょうか。再度伺います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なっているか、なっていないかもわかりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私は副市長は必要だと考えていますけれども、今の野洲市に必要なことは、しっかりとした行政執行能力を有して議会との関係改善を行うことのできる人物であると思います。公募することを上申します。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 質問なのか、要請なのかがわかりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員、はっきり質問の趣旨をはっきりと。

○2番（稲垣誠亮君） 通告どおり公募することを、副市長の公募を上申したんですが、それで答弁をいただけないでしょうか。通告にあると思います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この通告書どおりに皆さん方やっておられるのは、通告書というのは参考資料であって、ここではっきり言明していただいて、そこで対話が成立するわけで、あなたが言っておられるのは、「対話が成立しない」と言っておられますけれども、きちっと問いかけて聞く耳を持たない限り対話は成立しません。今繰り返されたので言いますけれども、公募の意思は従前から「ない」と言っています。今もそのとおりです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 急いでいますので、失礼だったら申しわけありません。

繰り返しますが、市長は副市長を必要としないというように言われましたが、しかし、市民はそうは思っていないと思います。最近での三重県の松阪市の副市長の公募はそう珍しい話ではないと思うんですが、むしろ市政に関心、情熱を持つ人を広く選ぶことができると思うんですが、なぜ公募は念頭にあられないのか、再度お伺いできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私は副市長は必要ないとは一切言っていない。公募の意思はないと言っただけであって、ちょっと議長、仕切って下さい。こんなの答えられへん。自分で対話が成立しないと言いながら、勝手に言っていないことを勝手に解釈してやっていたら、それは対話は成立しません。もう1回ちょっと質問をしていただかないと、本当は休憩時間にしゃべるような話だけれども、あえて記録を残してもらいますけれども、あなたは、さっき稲垣議員は「市長は副市長を選任する意志がない」とおっしゃったけれども、私は「副市長は選任したい意向は十分あります」と言っていますから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員、よろしいですか。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました、改めます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） そうは言っても、過去もう4年以上が経過していますので、お伺いいたしました。

それでは次の質問に移らせていただきます。

野洲市における認知症対策について、お伺いいたします。我が国は高齢化率が世界一高く、しかも認知症の高齢者は年々ふえ続けていると言われ、深刻な問題となっています。実は、私も親族の介護をされていて10年目になります。厚生労働省の推計では、要支援2以上の人で認知症の人が439万人、また、正常な人と認知症の中間の軽度認知障害の人は380万人を超えるとわれ、合計800万人近い人が認知症と想定されています。

高齢の認知症患者は2025年問題などを視野に入れましても、ますます大変な問題であります。そのキーワードは、何といても元気なうちからの生活習慣予防、早期発見、早期治療、重度化の予防などであり、介護が必要となっても自立支援をいただいたり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる老後の安心保障であります。本市の認知症対策について、現在の状況と自己評価、そして今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） それでは、稲垣議員の野洲市におけます認知症対策ということで、お答えをしたいと思います。

野洲市の認知症対策の現状でございますけれども、主な事業として取り組んでおりますのは、認知症のキャラバンメイト事業、また2番目には、認知症サポーター養成講座の開催をしております。また、3番目には、もの忘れ相談事業、これも言いましたが、月に1回、各学区のコミセンで開催をいたしております。また、4番目には、総合相談支援事業を行っております。また、権利擁護事業なども実施をしているところでございます。

自己評価といたしましては、これらの事業を実施する中で、本人、家族、また地域の方々の認知症への理解がまだまだ広まっていないと感じている部分もあるところでございます。

今後の展望とございますけれども、これにつきましては、まずは認知症への理解を深めるための普及、また啓発、そういったものを行うと共に、在宅の方の医療、また介護の連携、そういったものの強化が必要であると、このように思います。また並びに、認知症の初期集中支援などの事業が実施を今後していきたいと、このように今準備を進めておりま

す。

認知症の方、認知症の人を含む高齢者は全般的にやっぱり優しい地域づくり、地域と連携した、推進してこういった取り組みを進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 政策の丁寧な答弁をありがとうございました。野洲市には認知症対策が幾つも存在すると思うんですが、地域の方々の認知症への知識や理解が深まっていらないように、まだ僕には感じていまして、それには加齢によるもの、病気によるもの、その予防と早期発見、早期治療が重要なことは明白であると思うんですが、地域の先生方を招いて講演会や学習会の計画等はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） さまざまな講座等も含めまして、認識度の高い方々の講演並びに研修等でも、そういった精通された方の研修等も計画もしておりますので、そういった中で広く認知症というものの認識度を高めていただく、そういったことに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、あと介護職員や、介護施設や介護職員の充実を図る計画等がありますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ちょっと済みません、聞き取りがあれでしたが、介護職員の、その後済みませんが。

○2番（稲垣誠亮君） 介護施設や介護職員の充実。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ちょっとそれは通告にはない部分かなと思いますので、あれですけれども、もちろん施設並びにまたはそういう専門的な分野での介護を必要とする人材も不足している部分も、今後そういったことの重要度も含めまして、まだまだ充実をしていただく必要があると、このように思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番に移ります。また、認知症の人が徘徊中に列車にはねられ、

91歳の男性が死亡した事故で、名古屋高裁は同居していた85歳の妻に監督責任を盛り込む不当判決を出し、認知症の介護をしている人たちに衝撃を与えました。この問題はまだ記憶に新しく残っています。

このように列車に接触したり行方不明になったり命を落としたりといういたましい事故が相次いでいるのが現状であり、しかも65歳以上の6人に1人が認知症と言われ、早期発見、早期治療によって、早まれば早いほど治る可能性が、早ければ早いほど治る可能性があると言われておりますが、各自治体の取り組みの遅れが指摘されているところであります。

本市の認知症の実態については把握されていらっしゃるでしょうか、内容をお知らせ下さい。お伺いします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症の実態ということでございますが、認知症そのものは、ご承知のように一つの病気でございますけれども、これは正式な診断というのはやっぱり専門的な医療の医師でないと判断ができないと、このように思います。

本市で今のところわかるという部分におきましては、認知症の介護の認定を受けた方につきましては、受けていただいた方につきましては、専門の主治医の意見書をいただいております。またあわせて、市の調査員が聞き取り等を本人のヒアリングを行いながら、また家族もあわせて、そういった中で、「認知症である」あるいは「認知症の傾向がある」というような、そういったことでの把握はしております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今の答弁では、介護申請を行っている者のみということだったんですが、早期発見の観点から見れば、介護申請を行えない軽度の認知症を把握していくことは重要であると思われるんですが、そのための具体策等がありますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 認知症そのものがあくまでも本人の、まず確認といえますか、本人そのものがまずはそれに気付いていただく。あるいは家族も含めましてチェックをしていただく。そういったことがまずは重要な入り口であろうと思いますし、またそういうことに気付いていただけるような施策といえますか、それは取り組みは行っておりますけれども、そういったことでも認知症そのものを、まずは入り口の段階から認識

をしていただくというのが、まずもってのことであろうかなと、このように思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 3番に移ります。また、高齢者の徘徊SOSネットワークなどをつくり、地域の連携を図りながら見守りを強める必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 徘徊SOSネットワークということでございます。まず、滋賀県におきましては、昨年度より一部の宅配の業者さん、また、コンビニエンスストアとの間で包括連携協定ということで締結をされておまして、日常の業務をしていただく中で、高齢者の異変に気付いていただくということで、その場合、各市町に連絡をいただく。あるいは警察署の方に連絡をいただくということで、体制ができたところでございます。

本市におきましても、行方不明者や徘徊の疑いのある高齢者の早期発見、また早期対応ができるよう、行方不明高齢者対応マニュアルを定めて、それに基づきながら対応しているところでございます。

また、高齢者のその他のいわゆる被害、消費者被害であるとか特殊詐欺等も多発しておりますけれども、そういった取り組みもあわせて野洲市では市民生活相談課と連携をとりながら、消費者安全地域協議会を設置しまして、地域の高齢者等の見守りネットワーク構築に向けて、現在検討中でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今のコンビニや宅配業者ということが出てきたんですが、もっと小規模単位での各地域が認知症の方々を見守って、事故対策についてネットワークを構築する必要があると思われるんですが、お考えについてお伺いできればうれしいんですが、どうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 小規模なといいますか、そういった部分でということでございますけれども、まずもってやはり地域ということで、地域の自治会並びに民生委員さんとか、地域には安全委員さん、地域安全委員さんもおられると思いますけれども、そういった方々との連携もしているところでもございますし、地域で見守っていくという

ことがやはり大事なキーになるかと、このように思いますので、そういった部分で取り組みを進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ご丁寧な答弁をありがとうございました。

それでは4番の質問に移らせていただきます。

野洲川斎苑での火葬状況についてお伺いたします。

これから団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、本市でも高齢化がますます増加することと予想されます。火葬場の運営が大きな局面を迎えることにならないか、危惧しております。そこで以下の質問をお願いいたします。

1番です。野洲市の65歳以上、70歳以上、75歳以上の人口をお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、稲垣議員の野洲川斎苑での火葬状況についての1点目でございますけれども、野洲市の65歳以上、70歳以上、75歳以上の人口でございます。12月1日現在の住民基本台帳に基づく数値で申し上げますと、65歳以上の人口が1万2,263人、70歳以上が8,355人、75歳では5,335人と、以上のような結果となっています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 市内志望者数の推移について、過年度別にどのようなものかお伺いできればと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 過去5年間の推移で申し上げますと、平成22年度で392人、そして平成23年度が少し少なくなってるんですけども、380人、そして平成24年度で404人、平成25年度では413人、平成26年度では432人と、以上のような数字となっています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今後予想される市内の死亡者数の推移について、所見をお伺いできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 1点目のお話で、65歳以上の人口等の構造的な野洲市



の条件を見ますと、過去5年間も緩やかに伸びていくということになれば、自動的にこの人数は増加するのではないかなど、このように思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 野洲市内の火葬葬祭が行われる場所について、市内、市外の割合はどのようなものがお伺いできればと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほど申し上げました平成26年度で432人の方が亡くなっておられます。そのうち、野洲川斎苑で火葬された方が、これは斎苑の組合の報告によりますと409人、割合で申し上げますと95%の方が野洲川斎苑を使っておられると、このようになっております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 野洲川斎苑の利用状況、稼働率についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 稼働率という言い方がいいのかわかりませんが、とりあえず野洲川行政事務組合が報告をされております。その人数を申し上げたいと、このように思います。

利用状況ですけれども、これは当然管内ですので、野洲市以外も含めての報告になるんですけれども、一般火葬が1,009件、死産による胎児等の火葬が32件、合計で1,041件が火葬状況になっています。葬祭等の利用でございますけれども、これが待合室もでございますけれども、待合室が348人の方が利用されています。そして、式場ですけれども、大きい方と小さい方があるんですけれども、合わせますと277件と、最近は告別式と一緒に初七日もされるというように聞いておりますけれども、そういう方も含めると356件というような報告がございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 行政組合の質問について申しわけないんですが、ありがとうございます。今後死亡者数の増加があった場合、火葬能力不足が懸念される事態は想定されるようなことはありますか。お伺いたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 現施設が火葬炉が4基あるわけですが、基本的には構造上あと2基が増設可能というようになっています。そうした利用状況については、これは申しわけないんですけれども、ご承知だと思いますけれども、行政事務組合ですので、当然特別地方公共団体でございます。組合議会もでございます。施設運営委員会もでございます。そうした中で検討されるものと、このように理解をしております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ということであれば、7番は同じく行政組合の事案だと思いますので、こちらの方は省略いたします。ご丁寧にありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それではナンバー5の質問に移ります。生活困窮世帯の葬祭費用についてお伺いいたします。

生活困窮世帯が病気の家族を看病していたとき、気になる1つが葬式代です。特に生活保護世帯は、余剰貯金はなく、お金への不安は拭えません。死亡した場合、いつまでも病院には入れられません。まず慣れ親しんだ自宅へ帰る必要があります。その際、寝台車ではなくお金の不安からレンタカーを借りて運ぶことになれば、遺族は気が引けるのではないのでしょうか。死亡が確認され、病院からレンタカーで火葬場へ直行というわけにはいきません。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番、本市の生活保護世帯に対する「葬祭扶助について」、内容をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） それでは、稲垣議員の「葬祭扶助について」のご質問にお答えいたします。

生活保護受給世帯において、被保護者が死亡した場合、その葬祭を行う者に対して葬祭扶助を行います。この場合「葬祭を行う者」とは、生活困窮のため最低限度の生活を維持することができない者となっております。葬祭扶助の基準額は、国の基準に基づき、野洲市の場合、18万300円以内となっております。なお、「死体の運搬」「火葬または埋葬」

等で基準額を超えるものにつきましては、当別基準により加算される場合があります。例えば、市内在住の人が野洲川斎苑を利用した場合、火葬で2万1,520円、自動車の利用その他死体の運搬で8,300円が加算され、基準額と合わせまして限度額は21万120円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは2番に移ります。死亡時の葬祭費用の平均データはお持ちでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 葬祭費用についてのご質問でございますが、当然ご承知のように野洲川斎苑というのは貸し館というか、部屋を貸してやっていると、こういうことですので、使用料といった形になります。ですから、葬祭費用というのはいろいろな形で、自宅でされたりお寺でされたり、いろいろな形でされていますので、葬祭費用という形では私どもは平均でありますとか、市の平均をお尋ねでございますが、把握はしていません。把握はできないといった状況だと理解しています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは3番へ移らせていただきます。

野洲川斎苑では、現在火葬だけではなく葬祭もできます。葬祭棟の使用料についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 使用料でございますけれども、式場の大きい方、1と呼んでいますけれども、120人収容できる式場1ですけれども、これが20万円、そして小さい方が式場2と言っておりますけれども、これが80人収容できるんですけれども、15万円でございます。告別式だけをされるといった場合につきましては、今申し上げました金額の半額が使用料という形になっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは4番に移ります。

葬祭苑は貸し館のため祭壇などはあるものの、葬儀を行うには葬儀屋にお願いする必要があり、多額な費用がかかります。また、納棺された形でしか受け付けてもらえず、葬儀

を省いたとしても、一旦自宅などで納棺する必要があります。病院で亡くなられた場合、寝台車で自宅、そして自宅から野洲川斎苑までの費用がかかります。生活保護世帯の方が実際葬祭苑を借りて葬儀を行うことが、事実上可能なのかお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 葬祭が可能かどうかですけれども、これは生活困窮の状況とか家族とか親戚とか友人とか、さまざまな要因がありますが、一概に可能か不可能かは答えられないと思います。

それとちょっと気になったんですけれども、今私も聞いていて疑問に思ったんですけれども、亡くなられたご遺体をレンタカーで運べるのかどうか、これはちょっと私の知っている限り無理だと思いますから、誰かが指摘しないとそのまま通ってしまうので、ご確認をされた方がいいと思いますので、死亡が確認されたお体はレンタカーでは運べないと思います。どうしてそういう質問になったのかちょっと疑問ですけれども、訂正する情報を持っていますから、確認された方がいいと思います。この議場でこの発言は不適切だと思いますから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ご指導ありがとうございます。確認したいと思います。ただ、生活保護世帯の方はお車をお持ちではないので、基本的に担いで運ぶということは基本的にできないはずなので、お車がどうしても必要となりますので、僕は単純にちょっと知識がなかったせいか、レンタカーとちょっと判断いたしました。それは再度調べたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

野洲川斎苑は守山野洲行政事務組合で運営されていますが、生活困窮者世帯、生活保護世帯でも葬祭殿を使って葬儀ができるような、市による独自の援助制度が早急に必要であると思うのですが、制度の設置について意見をお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か通告と質問が変わってきました。多分注意したから市によるになってきたと思いますけれども。だから通告どおりじゃないですね、質問が。

○議長（市木一郎君） これは通告どおりですよ。

○市長（山仲善彰君） 「市による」になっていましたから、最初から。それはさっき申し上げたように、まだ実態がわからないので、現時点で「市による」制度をするかどうか

というところまでの検討には至らないと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 検討いただけたらと思います。あと、具体的なお金の援助以外にも、葬祭費用に要する諸費用を抑えることができるようなボランティアの制度とかの確立等を市で何らかの形で社協さん等どこでもいいんですけれども、何か検討をいただけるような余地はないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとわからないんですけれども、社協にということですか。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員、もう一度手短かに。

○2番（稲垣誠亮君） ボランティアさんで葬祭費用を抑えられるような何か制度を市として整備はできないでしょうか。検討していただける余地はないのか、お伺いいたしました。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ボランティアを下請けに位置付けるのはおかしいので、ボランティアはボランティアであって、先ほど「市は」とおっしゃっていたので、否定はしませんでしたけれども、もう一回実態を見てからと答えたわけで、「ボランティアを市が」という発想自体が私はちょっと疑問に思いますけれども、それについてはコメントできません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

それでは、ナンバー6の質問に移らせていただきます。

教育委員会所轄、野洲文化芸術祭事業における不適正会計についてお伺いいたします。

野洲文化芸術祭事業の現担当者が、平成27年3月末、平成26年度野洲文化芸術祭事業の関係書類を整理していたところ、平成25年度の野洲文化芸術祭2013事業を委託している文化芸術祭実行委員会の通帳と決算書が適合しないことが発覚し、当時事務をしていた担当主査（45歳）に事実調査を行った結果、不適正な会計処理を確認したとの発表が、本年9月10日にありました。

野洲文化芸術祭事業における部分において事実関係、答弁時における最終調査結果を時系列で詳細にお伺いできればと思います。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） ただいまの答弁時における最終調査結果についてのお尋ねを

いただきましたので、調査結果につきましては、本年9月10日に全議員宛てに送付させていただきました「野洲市教育委員会職員の不適正会計処理について」の文書のとおりでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私はオンブズマンではありませんが、市民への説明責任を果たしたいと思っていますので、もう少しお願いいたします。

不適正な会計処理として確認した事項、文書ということなのですが、「平成25年野洲文化芸術祭2013の事業の決算後、通帳残高3万4,074円の不用額があるのにもかかわらず、市会計への返還手続をせず、不用品を他の事業への物品購入に充てていた。平成23年、24年も同様のことがありまして、平成23年度は1万7,954円、平成24年度は1万6,716円となっております。当該物品の現物確認を行った結果、一部は確認できたが、他の購入物品については確認できなかった」ということでよろしいでしょうか。確認を求めます。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 2つの品物のうち、1つについて、完全に確認はできなかったということでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今ちょっと答弁がずれていたと思うんですけども、僕が今事業の確認をしましたので、事業の金額の確認をしたんですが、それは適合していましたでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 不用額として他のものを買ったということで、議員が今おっしゃっていただきました金額のとおりであるというふうに確認しております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 少なくとも僕はこれを購入されたという業者さんに対して、購入記録の照会をする、裏付けをとる、それだけ必要性があると思うんですが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 購入業者に対する照会につきましては、この報告書を作成す

る以前に業者の控え書類で確認をいたしております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） その業者の控えの内容について、お知らせいただけますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 業者が領収書を発行しておりますので、その領収書の控えになります。コピーというのではなしに控えです。正を領収書として発行しますので、その控えを見せていただいて、コピーを確認させていただいたということです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは金額と物品リスト等がありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 金額と物品リストというのは、先ほどおっしゃっていただいたように、A3の上質紙あるいはもう1品が白ロールのシートということで、展示用の机にかけるロールシート、この2点でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ロール紙1点はわかったんですが、A3の上質紙は、これは何ケースあったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 上質紙の購入数量につきまして、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、上質紙のその金額分の購入ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは今答弁はできないけれども、購入個数が既に教育委員会さんとして把握されているということで、金額も適合しているということでよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） おっしゃっていただいたように、購入数量の確認は当然しております。それで、上質紙がその購入数量分は確認した時点では残っていなかったということで、それから年数が経っておりますので、上質紙というのは当然使うために買ったも

のですので、その分が減っているというふうに解釈しております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。適合はしているということで、確認させていただきました。ありがとうございます。

もし仮にそうであれば、議員への文書報告の中に、その辺のリストと金額の整合性がとれているという記載はなかったもので、それを入れておいていただければ、このように僕もしゃべらなくてよかったと思うので、その辺も今後ちょっと、今回質問させていただきました。

それでは、特に今後再発防止等を含めて、どのような対応とかを検討されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 今、文書をお送りさせていただいた文書にも書いておったんですけれども、不適切な会計を行った本人の問題もご置きますし、チェック体制というんですか、当時の上司、所属長を含むチェックが十分できていなかったと、こういう部分がございますので、その両面で再発防止ということで、今後再発防止に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。大変その方のお仕事の委託事業の内容を聞いていますと大変お忙しく大変だったと聞いております。僕も責めるような気持ちで聞いておりませんので、単純に市民への説明責任を果たすために裏付けとして聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ナンバー7、野洲市役所職員によるPRユニット「YCH48」をつくっては、に入らせていただきます。

今回はこちらの質問を通告させていただいたんですけれども、本件に関しましては僕もちょっとこの1週間自分で考えさせていただきまして、本市の現状を総合的に勘案しまして、実現のハードルが現状では高く、外郭団体等にてまずは積み上げていくべきだと思われましたので、こちらの方は、前回僕は恋するフォーチュンクッキーの質問をしましたがけれども、同様と考えていいのかなと思っておりますので、今回こちらの質問については、もう質問内容は省略させていただいて、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。



いました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ナンバー 8、矢萩川踏切についてお伺いいたします。

矢萩川踏切は、線路内の通路が非常に狭く、踏切内の両サイドにラインが引かれているのみで、利用者からは、拡幅整備の必要が求められています。1度に片道通行がやっとの幅ですが、付近には大型マンションも多く、時間帯によっては線路内で相互通行となることもあり、高齢者が線路上に転落した報告も上がっていて大変危険です。踏切拡幅は必要であると考えます。

本市では、市道 1 号線、野洲市高木地先にある柿ノ木原踏切の踏切内に幅約 2.5 メートルの歩道整備を行っている状況もあり、本件には多額の予算も必要と想定されていることから、拡幅の早期実施は困難も想像されますが、市として本踏切に対する位置付け、JR 西日本の京都支社との意見交換等の状況を含めた今後の方針をお伺いします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） それでは、稲垣議員の 8 点目ではなくて 7 点目になるかと思いますが、矢萩川踏切についてのご質問にお答えをさせていただきます。矢萩川踏切につきましても、斜め交差の上狭小で軌道敷からも段差があり、線路内での相互通行がしにくいことは承知しており、大変危険な踏切であるということは、JR 西日本と共通認識をしているところでございます。

平成 23 年の 12 月の JR 西日本との協議におきまして、当踏切は、野洲駅構内の踏切で、線路の切り替えポイント、これが約 5 カ所、踏切の近くにあります。事故が起きた場合の影響が非常に大きいこと、また、斜め横断の踏切であるため、横断する際に時間を要することなど、利用者に対し、安全性に欠ける踏切であることから、当踏切の閉鎖の方針を示されているところでございます。こうしたことから、今後野洲市におきましても、現場の状況や費用対効果を考えますと、踏切の拡幅は不可能であり、将来的には閉鎖の方向で検討していくよう考えているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2 番（稲垣誠亮君） 今現在不可能と断定されたんですけども、現在の通行量等を实地調査されての、今のは答弁でしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 矢萩川の通行者の利用状況ですが、これはちょっと非常に資料が古いんですが、JRの資料で平成21年度踏切実態調査というものをされております。この中で矢萩川2につきましたの歩行者の利用47名、いわゆる1日47名です。笠作の方、ここも閉めようという方向で進んでおります。ここについては88名の利用者、これは平成21年の資料でございます。

先ほども申しあげましたように、利用者の実態から言いまして、ここを整備するという費用対効果も考えますと、非常に困難であろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） そのデータがちょっと古いので、やっぱり工事の費用がかかることは理解できるんですが、付近に線路を横断できるところが側がないので、踏切を閉鎖することは、市民にとって非常に不利益になるのではないかと考えております。往来が現在ちょっとどうかかわからないんですが、再度最新の実地調査をした上で、再度精査していただきたく思うのですが、再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 本市の方で実態調査をしてまで検討するというようなことではなくて、やはりJR等と協議をしていく中で、JRさんとしては、こういった踏切については閉める方向で我々にも言われておりますので、我々もそれに従うということではございませんが、やはりこの前、つい最近ですが、多分矢萩の方から入られた方が電車の人身事故がございました。これも入るとしたらああいう場所からかなというふうに思いますので、今も申しあげましたように、自転車と歩行者のそういった狭い、ましてや駅構内に近い踏切というところについては、閉鎖の方向で市としても考えていきたい、このように考えているところです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。私は拡幅していただいて、利用者の利益を守っていきたいとは僕自身は思っているんですが、再度継続して本件は考えていきたいと思いません。ありがとうございました。

それでは2番に移らせていただきます。

本踏切に通行に関し、本市小中学校の生活指導についてはどのような対応をしているの

か、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） この踏切につきましては、現在通学路となっておりませんので、小中学校の児童・生徒が登下校の際に利用することはありません。しかし、放課後とか登下校以外に利用することも考えられますので、いま一度、この踏切の危険性につきましては、注意喚起をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 実際ちょっと僕は市民の方から相談を受けて、中学生さんが片方が踏切が終わるまで待って下さったらいんですけれども、自転車でさーっと来た。そのような相談を受けて、拡幅という今回の提案にも至っていきまして、1度学校の方でまた今指導いただけるということだったので、どうかよろしくお伺いいたします。ありがとうございました。

それでは、次のナンバー9の質問に移らせていただきます。

野洲市立第三保育園駐車場から園に至る通路についてお伺いいたします。

野洲市立第三保育園の送迎に保護者が利用している駐車場であります。駐車場から園までの通路が舗装されていない理由。そしてこの通路が降水時にはたちまち水たまりとなり、足元が水に浸かってしまい、園児の保護者から改善を求める声が上がっております。早急に対策が必要だと思われまます。この2点についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 稲垣議員の8点目のご質問で、第三保育園から駐車場からの通路についてのご質問にお答えしたいと思います。

まずこの通路につきましては、保育園の駐車場から保育園に至るまでの間を使用しております。舗装はしていない状況でございます。幅が約1メートル余り、直線で約40メートル、こんな状態の現地の状況でございます。保育の関係者並びに地域の畑を利用されている方々もそこを通行しているというような現状でございました。舗装してほしいという部分までの要望は、今までにはなかったんですけれども、今年度に入りましてから、舗装をしてほしいという要望が保育園の方に寄せられました。そして、原課であるこども課の方で舗装も含めて検討するにあたりまして、土地の調査等を行いましたところ、実はこの通路は里道ではなくて、この隣接している畑の一部であることがわかりました。個人の所有地であるということがわかりましたので、舗装等までは何もしていないという、今の現

状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

それと、2点目のあわせてということでしたので、先ほどのことで、民地でありますことから、市が舗装を行うということはできません。ただし、土地の所有者が3名おられるんですが、その方々には通行するに際しての了解はいただいております。ただし、雨が降ったときは、今おっしゃられたように、水たまり等ができて歩きにくいということが現実でございます。そういった際には、園庭を通過するか、少しだけ遠回りになりますけれども、市道の舗装された道路から正門へ行く通路、そちらを利用していただくというようなことをしていただきたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっと幾つか再質問をさせていただきたいんですが、今ちょっと気になったことがあったので聞くんですが、今、これは民地を保護者の方が使用されていた利用実態があったと思うんですが、僕は法的にはわかりませんが、本来であれば借地として利用料が発生するような事案かなというふうに、僕はちょっとぱぱっと聞いて思ったんですが、これがオーナーさん、土地の所有者さんが無償で使っていいという正式な合意文はないと思いますけれども、そういうような意思表示なりがくみ取れる、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 民地の利用をしてしまっていたというのが、本来の思いでございます。地域の方並びに今言いましたように所有者の方にもお話をさせていただいているんですけども、世代交代もされておられまして、以前のことはもうわからないと、こういうようなことでした。今現在、所有者と申しますか、所有されている方々は保育園の方であろうと、その他の畑を利用される方であっても、別段通行に際しては了承という形を述べておられますので、ちょっと以前、もともと経過というのは、わからないというのが実態でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 現在、今答弁で舗装も不可能という結論だったと思うんですが、土地の所有者さんに許可なり話し合いをして、舗装はできなかったとしても、水が結構ずくずく、僕は現地にも行っているんですが、水がずくずくになりますので板を置くとか、

代替案について1度提案していただきたいんです。遠回りするとなると、かなり忙しい朝の通勤の保護者さんにとってはかなり負担となりますので、その辺の模索を検討いただけないでしょうか。再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 現在のところに、例えば水たまり対策というようなことでちょっと今おっしゃっていただいています。これにつきましては、ここにつきましては、一部といいますか、開発の現在計画もされている区域でございます。今後におきましては、この所有者の方々も土地所有者の名義が移る可能性もございますし、開発の計画の上では、ここが将来的には通れるか否かということも、ちょっと今現在ではわかりかねますので、そういった部分での対策は考えてはおりません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 現状、僕は雨の日も実際に行っているんですが、さっきの踏切と一緒に、相互通行ができないんです。片道通行しかできないので、傘を持って女性の保護者さんとかがヒールとかはくと、もう足元は濡れてしまって大変な悲惨な状況になってしまうんです。その辺もちょっと検討いただいて、検証を1度いただけないでしょうか。再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほども言いましたように、民地でございますので、所有者の方は現状の状態で行ってもらえるのは構わないと、こういうことをおっしゃっておられますので、現状を変えるというようなことは、基本的には市としては不可能であると、このように思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ご丁寧な答弁をありがとうございました。

それでは、ナンバー10の質問に移らせていただきます。

発達障害のある子どもの思春期の問題についてお伺いいたします。

1番、発達障害者支援法が施行されて2015年4月で10年を迎えました。10年の月日の中で充実してきたかということ、現状では小学校では特別支援教育も十分ではなく、まだまだ発達障害のことが理解されていない現状があると思います。子どもはどのような

環境であっても誕生日が来ると1歳年齢がふえ、思春期、自立期を迎えます。定型発達の子どもにとっても思春期を乗り越えるのは大変なことです。発達障害がある子どもにとっては、それまで気付かなかった自分と他者との違いに気付いて悩んだり、進路選択に悩んだりすることになり、変化する周囲の状況に適応することや、学習の壁に直面することになります。本市の小中学校における学校生活、進路選択に向けての児童への支援について、教育長にお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 発達障害のある子どもの思春期の問題についての質問の1点目でございますが、子どもたちへの支援についてお答えをさせていただきます。

本市の小中学校におきましては、ノーマライゼーションの考え方で「コミュニケーション力」「判断する力」「選択する力」「見通す力」の4つの観点から、個々の児童・生徒の発達段階に応じた学び方で、「生きる力」、すなわち社会活動に参加、自立し、生活する力の礎を培うことを目標に支援を進めております。

具体的に申し上げますと、毎年、保護者と連携をしながら、子どものニーズに合った指導支援の目標、学習内容、手だて等を計画した個別の指導計画を作成しておりますので、その指導計画に基づきまして教職員が共通理解をし、段階を踏んで指導支援を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、2番へ移ります。

発達障害のある子ども自身が学校で困っているのは当然のことながら、教職員が危険なことをしたり学校内で騒ぐなどトラブルを起こす子どもに対応、指導する際のサポート支援はどのように行っていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 特別支援教育が始まりまして10年が経ち、本市におきましても特別支援教育は、徐々ではございますけれども推進しているというふうに考えております。特に日々の授業づくりをはじめ、子どもたちへの指導支援、あるいは学校の体制づくりに取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、特別支援教育に係る教職員研修の充実を図ると共に、市費による支援員を配置いたしまして、子どもへの支援に努めると共に、専門家を派遣し、教職員へ

の支援や体制づくりにアドバイスをいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） もう少し教育長に掘り下げてお聞きしたいんですが、特別支援教育を推進している日々の授業づくりをはじめ子どもたちへの指導支援、学校の体制づくりに取り組んでいると、今答弁があったと思うんですが、ちょっと抽象的なのでもう少し具体例でお伺いすることはできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ちょっと質問の具体例というのは例えばどういうこと、何人支援員を配置しているとかそういったことを求めておられるんですか。

○2番（稲垣誠亮君） もうちょっと漠然とし過ぎでしたので、僕がわからないだけだったんですけども、わかるように。

○教育長（川端敏男君） もう少し質問の意味をしっかりと行って下されば、お答えはできると思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、ちょっともう一点お聞きしたいんですが、特別支援教育に関わる教職員の研修等を、今それも教えていただいたんですけども、具体的にどのようなことをされているのか、ちょっと代表的な事例でお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 代表的な事例といいたいでしょうか、全体の研修会で、今年度はなかったんですが、たしか一昨年か昨年行いましたし、教育研修所というところがございまずので、夏休みの夏期研修講座の中で特別支援教育に関わっての研修を実施しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 本市のことなので、もう少しお聞きしたいんですけども、市費の支援員について、どのようなサポートを行っているのか、それも代表的なことでも構わないのでお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 市費の支援員のサポートですけれども、ちょっとお待ち下さい。

特別支援教育に担当している支援員さんは、全部で21名おいでになりまして、その方々

が子どもの実態に合わせながら支援をしていただいているところでございます。あわせて特別支援教育コーディネーターのマネジメント加配というのを5人お願いしております、これは正規の職員が保護者や子どもとの対応するときに授業ができませんので、その対応する先生にかわって授業をしていただくということで、5人の先生方をお願いしているところです。

なお、先ほど申しましたように、こういった支援員へのサポートにつきましては、さらに専門家をお願いをいたしまして、サポートをしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません、ちょっともう一点お伺いしたいんですけれども、支援員というのは具体的にどのような方がされていらっしゃるのか、もしおわかりになる範囲であればお答えいただきたいんですが。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 支援員につきましては、これは教員免許を持っている方をお願いをしているところです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは3番に移らせていただきます。

特性のある子どもを育てている保護者は、日々困っていることがたくさんあります。周囲の子どもや同級生の子どもに理解してもらえない、担任の先生に子どもの特性を理解してもらえない、保護者の悩みも多く、ストレスの高い日々を送っています。そのストレスを減らすため、本市では保護者向けにどのようなサポートを行っているか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 保護者に対するサポートでございますけれども、保護者支援といたしましては、発達支援センターの相談支援や、発達支援、就労支援等がございます。また、学校では、担任や学年主任、特別支援コーディネーター、教育相談担当、管理職等がいつでも相談できる体制になっております。学校が、保護者の思いを十分に受けとめ、保護者と学校、それから発達支援センターとが連携し合いながら共に支援の方法や対応策を考えているところでございます。

なお、発達支援センターでは、保護者と学校が本人理解を深め、支援の方策を共に考え



ることを目的とした心理職による学校への巡回発達相談事業を行っております。さらに、必要なときには、個別面談、電話相談などにより、保護者の困りごとや悩みに対する専門的な相談を行っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません、教育長、1番の質問でもう少しお聞きしたいことがあったので、済みません、1番に戻って申しわけないんですけども、再度ちょっとお聞きしたいことがあるので、お願いいたします。

個別の指導計画では早期発見、早期対応の重要性を確かめ合って、園や小学校、中学校が校園間で引き継いで児童・生徒への適切な指導を継続して行うためには、なくてはならないものになっていると思うんですが、段階的に子どものニーズに合った指導支援をするには、保護者だけでなく、それまで児童を支援してきた園や療育機関、医療機関との連携も大事だと思うんですが、その連携のために取り組んでいる内容がもしあればお伺いしたいんですが。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員ご指摘のとおり、連携は非常に大切なことと考えております。したがって、この個別指導計画を順次送っていっていると、そしてしっかりと引き継ぎをして子どもの指導にあたるというふうになっております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 隣の湖南省の例なんですけれども、支援を必要とする人が一人ひとりに応じた情報連携ノートみたいな、湖南省ここあいパスポートが発行されているんですが、というものがあるんですけれども、本市では特にそういったノート等がありますか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そういったノートがあるかどうかという確認は、私はちょっとできておりませんが、恐らく担任から担任への引き継ぎの中で、それぞれの担任が持っているかもわかりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっとあるかないかわからないということであったんですが、かわいらしいノートがもしなければ、今後検討していただければうれしく思います。

それでは最後の質問に移らせていただきます。4番です。

社会で生きていく上で必要な、人と関わる力を身につけることは必要不可欠であります。発達障害のある子どもは、学び方も違う面もあります。学校でみんなと同じように教えられて学べないことが多くあり、それはソーシャルスキルを学ぶ上でも同じことであると思います。

この学び方の違いを理解した上で、子どもたちに関わるよう、ソーシャルスキルを教えていくことが重要であると思います。本市における小中学生に対するソーシャルスキルの指導の内容についてお伺いします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ソーシャルスキルの指導の内容についてお答えをさせていただきます。

特別支援学級では、自立活動において、社会性を培うためにソーシャルスキルを使って指導しています。また、通級指導学級もございまして、失礼しました。通級指導教室というのがございまして、その通級指導教室におきましても、同じような指導をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、友達の家遊びに行ったときにどのようにしたらよいのか。これはマナーでございますけれども、そういったマナーやお金の貸し借りを要求されたときどうしたらよいか等を、視覚的な支援を使用しながら、これは紙芝居とか簡単な絵で説明をするわけでございますけれども、そういったものを使いながら学んでおります。学習したことを役割分担して実際にせりふを発して実生活で実践できるよう、ロールプレーなんかも行っているというところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 発達障害児に対しては視覚支援をするという単純な問題ではなくて、それぞれ個別に対応が必要となってくると思うんですが、その辺の教育長の見解はどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん、個別に教育的なニーズに応じながら指導することは当然のことでございますので、そういった指導は行われているということでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ソーシャルスキルをトレーニングできる機関として、個別や小グループでの療育事業があれば、なおさら発展してよろしいのかとは思いますが、その辺

答弁をいただけないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校におきましては、そういった療育の部分ではやってないように私は思っているんですけども、小児医療センターとかそういったところではやっておられるだろうとは思いますが、学校では、今申し上げました自立活動という中で取り組んでいるところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっとあと最後にお聞きしたいんですが、通級にも高機能自閉症やアスペルガー、ADHD等があると思うんですが、それぞれに応じた対応を本市ではされているということで理解してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん、それぞれの発達障害がございますので、それぞれの子どもに合った指導をしているというふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。済みません、先に最後の質問を終わらせてしまいたいので、そちらに移らせていただきます。

ナンバー12、平和学習、及びそれに伴う教科間、教員間の連携についてお伺いいたします。

学校教育における平和学習についてですが、戦後70年が過ぎ、戦争体験者はますます高齢になり、しかも人口が少なくなってきました。日本の人口の8割が戦後生まれであり、いわゆる戦争を知らない世代です。幸いにして平和の時代に生まれた多くの私たちは、社会の中で生きていくさまざまな困難を体験しても、戦争の悲惨を2度と体験することはないと思うのであります。また、そのように願うばかりです。このままでは貴重な戦争体験がますます風化していき、いつしか平和の尊さや命の大切さが薄らぎ、平和ぼけとなり、悲惨な社会になりかねません。

そこで学校教育の中で平和学習についてどのように取り組んでおられるか、教育長にお伺いします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、稲垣議員の平和学習等についてお答えをさせていただきます。

ご存知のように今日は12月8日でございますので、今から74年前になるんでしょうか、太平洋戦争が始まりました。1945年の8月15日にポツダム宣言を受け入れて終戦となったところでございます。1946年には日本国憲法が公布され、47年の5月3日でしたか、施行されたというところでございます。日本国憲法につきましては、戦前の天皇主権を否定しまして、国民主権の原理を採用したということとか、あるいは基本的人権を保障するといった面を強化しておりますし、特に多くの犠牲を出した戦争と戦前の軍国主義の反省に基づいて、平和を求めて戦争の放棄を宣言しているところでございます。ご存知のように国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、これが現在の日本国憲法の基本原理となっているところです。

そうしたこともございまして、戦後70年の間、世界には196カ国の国があるんですけども、日本も含めまして8カ国がこの70年間戦争をしていないといった状況もございます。これも各学校で戦争の悲惨さとか平和の尊さ、命の大切さを実感できる平和学習が進められているからかなと、そんなふうにも思っているところでございます。

具体的に申し上げますと、市内の小中学校では、社会科の学習におきまして、小学校の6年生の歴史学習の中で、「長く続いた戦争と人々の暮らし」や「新しい日本、平和な日本へ」の単元において、今申し上げました戦争の悲惨さや平和の尊さ、そういったものを扱っているところでございます。

中学校におきましても、社会科の学習におきまして、小学校の学習を基礎としながら、「第二次世界大戦と日本」あるいは「現在の日本と世界」について学習し、平和国家としての基礎を築いた先人や戦後の日本について学習をしております。

さらに、市内の小中学校では、修学旅行で沖縄とか広島を訪れ、現地で戦争体験をされた方の話を聞いたり、平和祈念館等で実際に戦争中の様子を学習したりする体験を行っているところでございます。

社会科だけに限らず、国語科の文学教材とかあるいは道徳の時間におきましても、生命尊重とか平和に関連した教材を通して、命の大切さの指導を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番に移ります。

沖縄などの実地の学習を軸にそれだけにとどまらず、日ごろの道徳人権教育、強化学習でも系統的に取り組まれていると思います。社会科の学習内容と授業時間数のバランスは

年々厳しくなっていますが、ベテランの教員でもとにかく進まないとおせるケースが多いので、そこは教員、教科間の連携や総合などの弾力的な運用が可能になるような支援が必要かと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校におきましては、子どもの発達段階や特性、地域の実態など、十分考慮して、適切な教育課程を編成しているところでございます。各教科等の年間指導計画の作成にあたっては、各教科、及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導や合科的・関連的な指導が進められるよう弾力的な指導計画を作成しており、各学校に対する支援は必要ではないと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今必要でないとおっしゃられたんですが、限られた時間数の中で厳選した平和についての学習となりますと、教員の力量についても重要なことの1つになると思います。団塊の世代の退職と共にやっぱり若い世代の若い教員が増加しまして、さらに戦争や人権、道徳についての見解の未熟な教員がふえ続けるのではないかと思います。教科についての研修は数多くありますが、平和に関する研修は少なく、各校の数少ないベテラン教員から指導を仰ぐしかないと思います。また、学年担任の隔たりで低学年ばかりを持つ教員と高学年ばかりとでは、かなり意識の差が生まれてくるのではないかと思います。

そのために人権教育同様に学校全体で交流する機会をつくるなど、意識の差を埋める何らかの研修が必要だと思うのですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 平和学習等についての研修といたしましうか、そういったことは現在のところは設けてはおりませんが、各学校におきましては指導要領というのがありますので、その指導要領に示された目標、そして内容、そういったものをもとにしながら先輩のベテランの教員も交えて、若い先生方が教材研究をしながら授業に取り組んでいただいているところでございます。

もちろん授業をするだけではなくて、授業を終えた後、先生方同士で、今日の授業についての課題なりうまくいった点、そういったものについては、当然、各学校では、学年間あるいは教科間で、どう言いましうか、同僚性を発揮しながら研修を深めているものと

思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 3番に移ります。平和学習は過去の出来事を学ぶだけではなくて、今現在の子どもたち自身が生きる現代社会の課題を見つけて自分たちが平和な社会をつかっていくためにどうすべきかを問いかけるものでなければならないと、私は思います。過去と現在と未来を広い視野で眺め、子どもたちのやわらかな感性で考えていけるような平和学習がこれからも必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いつ、どこで、誰が、どんなことをしたのかとか、どんな出来事が起こっていたのかとかいったようなことを、単に知るだけの歴史学習、あるいは平和学習ではなくて、議員のご指摘のとおり、幅広く考えていくことが重要ではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 最後に、今のを踏まえて1つ提案したいんですが、子どもたちでは何をするにしても、はじめは無知で、家庭環境によっては生活基盤が整っていないことから、学習に向かうスタートラインが違うことが多々あると思います。学校が1年から6年、または中学校3年までの系統立てた指導と取り組みは必要ではないですが、小学校と中学校の指導の違いによってもギャップが生まれてくると思います。それは指導の差から来るものであると思いますので、やはり僕は教員の交流や授業参観の内容の協議も、今後もそれぞれの立場の意見を生かして取り入れていけばいいと思うんですが、その点教育長の見解を最後にお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほども平和学習等についての研修についてお尋ねでしたのですけれども、その中でもお答えをしましたように、やはり単に授業をするというだけではなくて、実際にその授業を見たりしながら、ここがうまくいったとか、この点が少し課題があるとか、こういう資料を使えばうまくいくとかいったようなことの、やはり研修というのが大事だろうと思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

それでは最後の質問に移らせていただきます。

ナンバー 11、現民間野洲病院の存続に全面的な支援を、に入らせていただきます。

私は議員就任以来、終始、野洲市に中核医療機関は必要であり、市長案の地方公営企業法全部適用による新野洲市立病院開設に対してリスクの最も低い現民間野洲病院を継続させる具体的な対案を議会ごとに長時間にわたり示し、市長案への反対理由も明確に答弁してまいりました。つまり、病院成立に費やされる税金を永続的に野洲市民の医療を守るため、他の形で使う。つまり、現民間野洲病院を存続させることを、きっちりと天秤にかけて比較した上で主張してきました。財政上のリスクを無視した新野洲市立病院の設立のみが、すなわち市が市民の命を守ることだという考えや、新野洲市立病院の設立に反対する者は病院不要論者だという考えは誤りであります。

議論するのであれば、新規設立を前提にするのではなく、まずどのような選択肢があり得るのかを提示するのが先であり、市長は選択肢も出さずに、一方的に野洲駅南口新病院といったパッケージとしてこうすると提案し、議論や説明を回避する不誠実な態度を取り続けていました。これには、パッケージの1つでも否定されれば、新病院は整備しないという強迫的な文言に僕は聞こえました。野洲市の規模なら公立病院が欲しいみたいな感情論や、野洲病院は今にも営業がストップするといった不安をあおる方法ではなく、財政の裏付けのある論理的な議論をすべきでした。その証拠に、11月27日には野洲病院の臨時理事会、評議会が開かれ、病院長は報道機関に対して「野洲病院の果たす役割は変わらず、この病院をいい方向に持っていく」とコメントしております。営業成績の上がっている野洲病院がなくなるといったことは、事実でないことが証明されました。

ではそれでは、1番の質問に入ります。

「野洲病院は今にも営業がストップする」といった議会での市長の発言は、どのような根拠によるものか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の病院に関するご質問にお答えいたします。2分55秒、冒頭の見切りから期待していたんですけれども、重要性からしたら2分55秒で、残り。それと、やっぱり誠実性とかルール、朝も岩井議員がスポーツを取り上げていただきました。まさにルール、フェアプレーです。通告の質問をすっぱかしたり、飛ばしたり、順番は変わる。

○2番（稲垣誠亮君） 単純にあら捜ししないで聞いたことにお答えいただけませんか。

○市長（山仲善彰君） まず、ここに私の持っている質問のナンバー1は質問されていませんし、順番は変わったし。どこかの銀行のキャンペーンは省かれました。気になるのはそういうことです。まずやっぱりルールが重要です。

○2番（稲垣誠亮君） 理由は申し上げました。

○市長（山仲善彰君） いやいや聞いて下さい。おかしいんじゃないですか。さっき誰かが私語をしておられたら自分とはめていたくせに、今は私の答えの時間ですよ。

○2番（稲垣誠亮君） 失礼しました。

○市長（山仲善彰君） 今、何か病院のことを言われたんですけども、いつ何の発言なのかよくわからないんですけども、「ストップする」というのは、もう少し具体的に言っていただかないと。いつどういう場所での発言なのか。「ストップする」というその漠然としたことでは困る。いつの発言についての説明というふうに言っていただかないと、お答えができません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 恐らくそのように言われると思いましたが、書きます。

平成26年6月13日の4時ごろだと思います。平成26年第2回定例会議事録にも載っていますが、207ページから208ページです。新野洲市立病院の売り上げの下がったときの質問をしていたときの内容です。答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議事録を今持ち出されても、ちょっとしばらく休憩をとって下さい。議事録を読んで、全体がわからないと。あるいは説明いただくか、その前後も。そんな言い方はないでしょう。そしたら議事録のいついつのことについてと書くべきであって、ここで議事録を掲げてそこ1行だけでは、物事というのは前後の文脈があって初めて意味が成り立つわけであって。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時42分 休憩）

（午後3時43分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私はこれは野洲病院のシミュレーションの売り上げが仮に10%20%下がったときに、そのシミュレーションもつくった方がいいのではないかと、それを市長に対して提案をいたしました。そのときの返答であります。



○議長（市木一郎君） そのときに、市長はどのように返答したのか、それだけじゃわかりません。

○2番（稲垣誠亮君） 読ませていただきます。「さっき部長が言ったように、野洲病院の状態を考えていつでももうとまってしまいますよ、本当に。おとといも院長以下、みんなが来てくれましたけれども、今の幹部はみんな気付いていますよ。明日でも本当にとまる。それを何とか野洲市が病院をつくるということだから、滋賀医大も京大も協力しましょうということでもあります」。答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時44分 休憩）

（午後3時46分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（山仲善彰君） だから具体的に、先ほども冒頭お答えしましたように、具体的にいつのどういう状況での発言かを明示していただかない限り、この2行、3行でのご質問には、私は最大限お答えをしたいんですけども、お答えができる状況にはありません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 質問しようとしていることに答えられなかったらもういいんですけども、私も会社法は多少かじっているつもりなんですけれども、今の現在の民間野洲病院、公共医療法人を含めてですが、診療をストップするといった可能性は極めて少ない。ストップする可能性のあるシミュレートとはどんなものかということで、仮定をお伺いしようと思っていたんですが、これが成立しなかったということなので、もうそれは省かせていただきます。

では、2番の質問に移らせていただきます。

中期財政見通しによると、平成28年度から大きな財源不足が見込まれています。11月5日の補正予算提出時にはこれらのことが把握していたわけで、これだけの財源不足がありながら、新野洲市立病院整備を実行した場合、本市は不測の事態に陥る可能性はどのように認識していたのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院事業と中期財政見通しの関係でありますけれども、これは病院、中期財政見通しのときにも説明しましたし、毎年説明していますように、中期財政見通しというのは予算編成にあわせて将来5年間のいわゆる成り行きでの財政状況を示して

います。

病院計画のときも、1年前の中期財政見通しがあって、それを見てやっていただいているわけで、むしろそれでいけば、去年の財政見通しの方が5年間の見通しは悪かったと思います。だからあえて操作してどうしたんじゃないしに、新しいのが更新されるまでは、前の中期財政見通しが有効ということですから、ご質問の意味がわからないと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは3番に行きます。

11月5日の補正予算提出時に、この財源不足を見込まれている点について、議員側へ報告せずに採決に至った過程は問題であると考えますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも今説明しましたように、新しい財政見通しをお出しした時点で、それが書きかわることであって、その11月5日の時点では昨年を作成して皆さんにお示しをしている中期財政見通しを前提に物事を判断いただいたらいいわけであって、むしろそのときの方が将来予測は悪かったと思います。

言っておられたのと逆じゃないかなと思います。先によくして出すんだったら別ですけども、既存のが悪かったわけです。それを前提に市民の皆さんにも議員の皆さんにも出しているわけですから、ご理解いただけますか。すんと落ちませんか。私が言っていることはそういうことです。病院のための中期財政見通しじゃないしに、野洲市の普通会計の財政見通しですから。随分何か基本的な考えが違いますね。さっきのように私はルールに物すごいこだわっているんですよ。

それと思い出しました。余談ですけども、深刻なんです。なぜ稲垣議員がいつも最終なのかずっと不思議に思っていて、この間30日の議案答弁協議のときに確認したら、私は野洲市議会は抽せんだと聞いていたんですけども、今回は抽せんで選ばれたのは2人だけであって、あとは出してきた時間でなっているらしいので、稲垣議員は、聞いたら11時59分に出されたから、何か外れてて、本当はフライングの逆でだめだったのと違うのかなというぐらいなんです。ずっと私は長いじゃないしに稲垣議員は長いことやっておられるけれども、いつも順番がおかしい。余計なことですが、ルールは重要です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今のはちょっと僕は承服しかねます。ちょっと裁定を求めます。今のは僕が不当に何か非難されているように感じました。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 5 0 分 休憩）

（午後 3 時 5 2 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。市長。

○市長（山仲善彰君） 何回も同じことを質問されるので、ちょっと思い出したので、失礼な発言をいたしました。私の誤解で、野洲市議会は抽せんで発言を決められると聞いていましたけれども、実際は違うとわかりましたので、稲垣議員の問題ではないということで訂正いたします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2 番（稲垣誠亮君） 4 番に移ります。

私は市長案には反対でしたが、市長が新規設立を断念することを、議員側への報告や議論を後回しにし、現民間野洲病院や医師会に通知されるのはいかがかと思います。断念されるのであれば、事前に議員側へ報告するのが当然であると思います。このような積み重ねが現在市長と議員側の深刻な状況を招いていると思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議案が否決されたことのご報告のことを言っておられると思うんですけれども、これも私は理解ができません。この議場で生じたことを、協力者とか第三者とかにお伝えしたわけで、否決をされたということの実質言い換えというか、表現を出したわけで、ここにおられた方にわざわざお示しする必要はないので、それを伝えただけです。事実を。新しいことは何も入っていません。

この 4 年半順番に積み上げてきて、1 1 月 5 日に 2 つの議案を出させていただきました。そこで否決をされたということで、1 2 月 1 日の広報を見ていただいたらわかるように、否決をされたので、病院の「(仮称)野洲市民病院の整備事業計画は進められなくなりました」という見出しを書いています。まさにそのことを、野洲病院からは正規に、平成 2 3 年に文書をいただいて、それを受けてやっています。その後、それも理事会、評議員会、オーナー会を通ってきているわけですね。その後、構想の予算を動かす段階で理事会で、もともと当初からあった考えですけれども、正式に理事会として市の病院が整備される暁には、野洲病院は閉鎖するという、これも正式にいただいていますから、議会で否決されたということの実質報告をしたわけです。それと医師会にしました。それとあとは、当初から協力してくれた滋賀医大、京大等の関係機関にやったということであって、ただその

文書については、議員の皆さんに同時にお配りをしていまして、私は言いましたように、全協の、朝の9時50分、正副議長が全協の挨拶で、病院を断念したことの説明をしてくれとおっしゃったので、私は本当に意味がわからないで、去っていただいて、こういう事実がありましたということを伝えますと言って伝えたいと思います。

今、稲垣議員がこだわっておられることを見て、どうもそこは誤解があるのかなと。新しい情報を発信しているわけじゃなしに、ここで起こったことをお伝えしたわけです。ゲームで言えば、サッカーを医療チームがやっていて、私が負けたとしたら、負けたということ勝ったチームに伝える必要はなくて、期待をしていてくれた人、協力してくれた人に「私は負けましたよ」ということをお伝えしただけのことです。何も新しい情報がない。なぜこれにこだわっているのか、よくわからないんですけれども、事実はそういうことです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では5番に移ります。

本市における中核的医療機関の維持のためにも、今後、現民間野洲病院への補助金出動を継続すべきであると考えます。市民の不安解消のためにも、この表明は重要であり、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） かなり重要なお質問です。覚悟していただいていると思います。

私は、支援をしないということは言っていません。一番根幹は何かといたら、市民の中核的医療をどういうふうにかちと守るのかということです。先ほどの質問の中で、「市長は決め込んで」とおっしゃいましたけれども、私は「決め込んで」いません。平成23年の春に2010が出されました。これは何回も言っていますけれども、もう1回言います。先ほどの何かそんな議事録よりも、この議事録は恐らくとられたら数回あると思いますけれども、出される前に何回も市長室でやりとりをしています。2010を出されるということだったので、きちと確認を下さいと。正式にして下さいということで、やっています。そして受けて、すぐに体制を整えて、さっきも何か通告されているけれども発言をされなかった研究者、学者の方、そして関係機関の方で委員会をやってもらった上で、その案を受けるか受けないかを検討したわけですね。その間にはきちと選択肢をやっています。

ですけれども、市が責任を持って病院を検討した方がいいのではないかと回答が出

てきているわけです。そのときの内部資料というか、その会議資料を見ていただいたら、全部選択肢をやっています。そこの理解がされなかったら、幾ら私がお答えをしたとしても、説明がつかない。それは重要なんですよ。

あなたはかえってそこを理解しないでやっているのと違いますか。2010が出てきたときに、市民代表、専門家に入ってもらって選択肢を検討しています。「市が責任を持つしかない」とおっしゃった。そのときにも私は不安だから、可能性があるかどうかを検討して下さいということで、一番第一線にいた当時の滋賀医大の病院長柏木先生に座長になってもらって、いろいろな方に入ってもらって「可能性あり」を出してきたわけですよ。だから、この案をどうですかと言われて可能性を出してきてここまで来ているわけですね。そういう経緯の中で、今ここに至っているということです。

○2番（稲垣誠亮君） その時系列まではわかっています。

○市長（山仲善彰君） ですから、稲垣議員は、「市は病院を設立するしかないと決め込んで」とか「説明がない」とか「突然」とかおっしゃるけれども、そういうことは一切ありません。

まずその共通理解をしない限り、いつまで経ってもはっきりしません。先ほどの冒頭のところでもちょっと触れられた表現にあるように、「全面支援」をしようとしたわけですよ。野洲病院への。野洲病院は何かといったら、「新しい土地を確保して新しい病院を建てて新しい医療機器を入れてもらったら、過去の9億円の、まだその当時巨大な残額も返せるし、毎年1億数千万円ももう少し削減できますよ」という、これはある意味で、その当時、「白旗を掲げています」と私は言ったんですが、白旗が掲げられていたわけです。その支援と共に、野洲病院の支援じゃなしに、市民のための中核的医療サービスを確保しようというのが、一番の眼目だったわけです。その手段というのは、市民代表、何回も言いますけれども、研究者、関係機関、当時は県も入ってもらっていました。「市が責任を持つしかない」という結論だったんです。私の結論じゃなしに。で、ここへ来ていたわけです。

だから、今回も、こういう結果になったら、私は「中核的医療サービスを確保しよう」と、ここが眼目です。野洲病院の支援じゃなしに。だから、それを、野洲病院を通してできるかどうか、私はしたくないわけでもないし、したいわけでもないし、目標は別なんです。市民の中核的医療サービスが確保できるかどうか。

この間、いろいろな方と意見を交わして、庁内で議論をして、今日初めて申し上げますけれども、きのう、議長と副議長には言っていました。本当に、どういう支援で市

民の中核的医療サービスが確保できるのかどうか、野洲病院でそれができてきたのかどうか、できるのかどうかを監査でもお願いしたいし、市長の調査の権限の部分と両方合わせ技で、一部委託費とか委員費は要ると思いますけれども、今議会の最終日に提案させていただいて、野洲病院の支援じゃなしに、眼目は、市民への中核的医療サービスを支援する中で、野洲病院の位置付けはどうなのかという徹底した調査を、過去の成果も含めてやっていきたいと思っています。

だから、これは、これしか今は答えがないです。支援をするかどうかと言われたら、支援をしたくても、じゃあ本当にそれが野洲病院じゃなしに野洲市民の中核的医療サービスがそれで守れるかどうか、これはもう共通課題だと思いますから、ぜひご検討いただきたいと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 現実論と市民の意思からすれば、もう野洲病院の補助金継続は決まっているような、決まっているというか、もうなくてはならないものだと思うんですが、再度答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員は、人に言っていることは自分で実践されていないです。ずっと決め込んでおられるじゃないですか。野洲病院の支援ということ。だから決まっています。するにあたっては、これから将来本当にそれでいいかどうかをきちっと専門家、専門機関に調査をいただいた上で判断をしたいと思っています。

今判断はないんですよ。否決をされたわけで、これしかないということではいろいろな観点、本当に支援の輪は広がったわけ。それがこの部屋の中で11月5日に否決をされたわけですから、これしかないというルールを今まで走ってきたわけ。だから次の方策を立てるのだったら、今、議員は、現野洲病院の支援とおっしゃる。私はそれは100%は否定しないけれども、本当にそれでいいのかどうかを検証するための、確かめるための、私は石橋をたたく型ではないんですけれども、ちょっとぐらい石橋をたたかんといかんので、石橋をたたく調査をきちっと監査のご協力も得ながらしたいということ、現時点で思っておりますので、今後、皆さん方に提案して具体化をしていきたいというふうに考えています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 野洲病院の調査ということ初めて聞いたんですけれども、もう

少しお伺いできないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ここで初めて言ったから、初めてです。だから野洲病院にどういう形で託したら市民の中核的医療サービスが将来にわたって確保できるのかどうかを、きちっと確認したい。そのためには、昭和60年9億円、平成10年21億円、それが本当にどういう効果が市民の中核的医療サービスの供給に効果があったのかも検証しない限り将来へ踏み出せませんから。包括的にきちっと、病院をつくるぐらいのエネルギーを傾けてまず調査をした上で、速やかに踏みだしたいと思っています。速やかです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは6番に移ります。

現在、現民間野洲病院の経営体力の弱さから、自力での医療機器の購入費用や耐震化費用の捻出は困難となっています。それを踏まえ、野洲市による金融支援、債権放棄等を含む、全面的なバックアップのもと協議を行い、耐震性に問題のある東館の耐震化の補強工事の実施、医療機器の更新による現民間野洲病院を再生し、営業を継続すべきと検討すべきだと思いますが、市長の見解をお願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと早口過ぎて聞き取れませんでした。本当に。聞き取れなかったのが、中途半端なお答えはできかねます。私がお願いしたように、なぜ5分切られたのかよくわかりません。何か意図があったのかとは疑いたくはないですけれども。残念ながら今の再問はちょっと、本当に途中から聞き取れなかったのが、お答えできません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 金融支援の運営継続を上申いたします。見解をお願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 金融支援については、何回でも聞かれますね。私は本当に支援を、これから将来いつまでやっていくのか。ですからあしたあさって予算を切るわけじゃないです。今、もともと原課の要求については、公表していましたが、皆さん方が原課の要求まではわずらわしいから、部長査定にとおっしゃっていますが、原課の要求では、通常どおり予算をつけています。ただ本当にそれを将来にわたって執行していったいかどうか、ということがあるので、先ほど丁寧に申し上げたように、野洲病院にこれからの野洲市民の中核的医療サービスの確保を託せるかどうかを過去、現状、将来にわた

って、皆さん方とオープンに、もちろん野洲病院のプライバシーは守りつつ、一緒に検討していった上で、稲垣さんのご提案が丸やったら、稲垣さんが正解ですし、そうでなかったら別の方策もありということで、調査をしたいと思っています。

○2番(稲垣誠亮君) ありがとうございます。僕は野洲病院を応援したいと思います。あと、早口で大変ちょっと言葉が粗くなってしまったのですが、大変申しわけありませんでした。丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

○議長(市木一郎君) 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明9日から12月20日までの12日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、明9日から12月20日までの12日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る12月21日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。(午後4時06分 散会)



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年12月8日

野洲市議会議長                    市 木 一 郎

署 名 議 員                    中 塚 尚 憲

署 名 議 員                    山 本       剛